

議 事 日 程 （第 1 号）

令和元年 9 月 10 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成30年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第40号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第11 議案第41号 中濃地域農業共済事務組合の解散について
- 日程第12 議案第42号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第13 議案第43号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 議案第44号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第49号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第50号 東白川村集合型合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第51号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第52号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第53号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第54号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第55号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第56号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第57号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第58号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第59号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第30 議案第60号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第61号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第62号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第63号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第64号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第65号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第66号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第67号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第68号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第69号 東白川村農用地等保全対策基金条例について
- 日程第40 議案第70号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第71号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第43 議案第72号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第73号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第45 議案第74号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第46 議案第75号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第47 同意第4号 東白川村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第48 同意第5号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第49 認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第50 認定第2号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第51 認定第3号 平成30年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第52 認定第4号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第53 認定第5号 平成30年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第54 認定第6号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第55 認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1番 安江真治

3番 安江健二

2番 安保泰男

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	安江誠	総務課長	伊藤保夫
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
国保診療所 事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和元年第 3 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 安江健二君、4 番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 9 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和元年 9 月 10 日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

令和元年 5 月分、6 月分及び 7 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和元年 5 月分、6 月分及び 7 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和元年6月25日、7月26日及び8月28日。

3. 検査の結果 令和元年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成30年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、平成30年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

令和元年9月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

平成30年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成30年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料。

資料につきましては、8月23日の全員協議会で既に提出しておりますので、今回は省略をさせていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成30年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第5、平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和元年9月10日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村教育委員会教育長。

平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

この件につきましては、8月23日に開催しました第11回議会全員協議会において報告させていただきました。その際、内部評価、外部評価の数値で乖離が大きい項目がありましたので、村民への周知を図る方法について、今後、検討していきます。また、評価者の選定方法につきましても、工夫・改善していく所存です。よろしくお願いします。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成30年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

令和元年9月10日、次のとおり、議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをさせていただきます。

第43回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する。はなのき会館、令和元年9月15日、議員全員。
尾城山サミット、中津川市、白川町との交流に資する。尾城山、令和元年9月27日、議員全員。
小学校運動会、児童の健康増進に資する。小学校、令和元年9月28日、議員全員。
可茂町村議会研修会、議会議員の研さんに資する。坂祝町、令和元年10月2日、議員全員。
みつば保育園運動会、園児の健全育成に資する。みつば保育園、令和元年10月5日、議員全員。
岐阜県町村議会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する。グランヴェール岐山、令和元年10月8日、今井美和議員。
東白川村診療所竣工式、医療福祉に資する。下野地内、令和元年10月13日、議員全員。
東京陳情、村の活性化に資する。東京都、令和元年10月16、17日、議員全員。
第17回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する。小学校、令和元年10月20日、議員全員。
三市一村議会委員会合同会議、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。中津川市、令和元年10月21日、議員全員。
東白川村芸能発表会、文化振興に資する。はなのき会館、令和元年11月4日、議員全員。
中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する。はなのき会館、令和元年11月4日、議員全員。
秋フェスタ'19、産業振興の発展に資する。中川原水辺公園、令和元年11月10日、議員全員。
可茂地域市町村議会研修会、議会議員の研さんに資する。可児市、令和元年11月20日、議員全員。
立村130周年記念式典、村の活性化に資する。はなのき会館、令和元年11月24日、議員全員。
以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認を
いただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議

長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、2点、一問一答方式にて質問させていただきます。

まず、1点目の質問です。

子育て世代包括支援センターについて質問いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律において母子保健法第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するよう努めなければならないこととされました。

また、政府としては、「日本総活躍プラン」に基づき、子育て世代包括支援センターについて令和2年度末までの全国展開を目指し、取り組むとされています。

子育て世代包括支援センターとは、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関と連携調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関です。

活動内容については各市町村さまざまですが、妊娠期から子育て期まで、保健センター、子ども家庭支援センター、そのほか関係機関と連携し、より安心して出産・子育てができるよう応援してくれるものです。

質問に入ります。

村では子供に対する補助や支援は、ほかの市町村よりも整っていると思いますが、まず初めに、今現在、妊娠、出産、出産祝い金、各種予防接種、ゼロ歳児から2歳児の子育て相談、入園・入学など、妊娠期から18歳までの担当が分かれています、どの係で担当しているか、御説明ください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

子育てに関する各事業の担当についての御質問でございます。

妊娠期と出産期は、助産師の福祉係長が担当して、母子手帳の交付から赤ちゃん相談など、出産

後の母子のケアを行っております。また、妊婦・乳幼児から園児・児童・生徒の予防接種等については、保健係で担当しております。

出産祝い金、ママサロン、これは妊婦学級ですが、未就園児の支援や就学時健診については、教育委員会、子育て支援室で担当しております。

また、18歳までの医療費の助成、いわゆる福祉医療や児童手当に関しては住民係で担当しております。

このように、一口に子育てに関することと申しましても多種多様でございます。国や県の縦割り行政、これの弊害とは言い過ぎですが、かかわり合いもあって、予算管理や各補助金の窓口に対応した形で、各課でそれぞれ対応しております。こういったことで、お子様の成長に合わせて担当窓口が変わっていくことで混乱の生じないように、残念ながら我が村は、残念ながらと表現をしなくてはなりませんが、対象者も、大きな市や町と異なり掌握しやすい人数ということで、しっかりとそれぞれ御連絡を申し上げ、混乱の生じないようにしております。いろいろな資料や担当の組織図等をごらんになりますと、今申し上げましたように、各担当が分かれていますので混乱が生じるように思われがちでございますが、本村は、それぞれ担当間の連絡調整もスムーズにいつていると思っております。特に妊娠から出産、乳幼児期への保健指導、育児指導など、この母子福祉については、母子センターを持っていること、また職員に助産師がいることを他の地域にない強みとして、充実したサービスが行われていると考えております。

以上で答弁といたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

御説明ありがとうございました。

子供が少ないから、とりあえず今のところは問題なく、担当が分かれていても連携はとれている。とても切れ目なく支援ができておまして、各管轄はしっかり動いている、活動しているものの、やっぱり担当が違うというのは、これから先、移住・定住された方、わかりにくいところもありますので、そこはしっかりと説明していただきたいところなんですけれども、冒頭に入りましたので、次の質問は少し重複しますが、国は令和２年度末までに子育て世代包括支援センターをつくるように各自治体に通達を出しておりますが、まだ村はつくっていないようです。今、村はどんな構想に入られているか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

子育て世代包括支援センターの設置についてのお尋ねでございます。

昨年から教育委員会と保健福祉部門で会議を行い、設置済みの可児市へ視察に行き、検討を行っ

ている状況であります。令和2年4月には設置をできるように検討を進めておるところでございます。

どこに設置するかはまだ決めておりませんが、いずれにしても、可児市のように場所と人の整備、多くの経費をかけて設置することはできませんので、現在の体制の中で対応することになるかと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、可児市のお話がありましたが、私も可児市へ視察に行っていました。「マーノ」というところなんですけれども、駅前にあまして、すばらしい建物で、そこで全てができる。そこで担当して説明してくれた方が村出身の方だったので、よくよくお話をさせていただいたんですけれども、その課だけで70人いるというお話でした。村の職員70人、そこに全部つぎ込むぐらいの大きなものなんですけれども、なかなかそんな大きな市のようにはいきませんが、村のやり方で上手にくっていただきたいと思います。

子育て中の方々が負担なく、不安なく、支援、助言ができる機関がいち早く必要だと思いますので、つくっていただきたいと思います。

そして、親が子育ての不安があったり、精神的に不安になったりしてしまうと心配になるのが虐待や育児放棄です。国は、親による子供への体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が6月19日に参議院本会議で可決成立いたしました。一部を除き、来年4月から施行される予定となっております。親からの虐待で子供さんが死亡するという悲しい事件が起きております。しつけという名の暴力、ネグレクトを早期に発見することと、児童相談所が権限を持ち、対処できる法案です。しかし、これは虐待をする状態になってからする対処で、起こる前に防止することは難しい法案です。

この子育て世代包括支援センターの充実こそ、虐待のない、不安のない子育てができると思います。この政策に対する村長の思いをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この政策に対して村長の思いという御質問でございますのでお答えをします。

先ほど答弁をさせていただいたように、大きな市や町では、こうして一括で子育てを支援する必要があるということで国が法律で設置を義務づけてまいったということでございます。

ただし、大きな市や町も、私ども2,000人ちょっとの小さな村でも、何でも日本中同じ制度を当てはめようとする、これはかえって本村のように顔が見えている関係で行政サービスが行われているところにあつては、そのサービスが損なわれるおそれがあるのではないかと考えます。そうな

らないようにしなくてはならないと、常に日ごろから考えてございます。

法律で設置が求められ、県の御指導もございますので組織はつくってまいりますが、村民の皆さんへの窓口も含めてサービスは、そんなに今でとは変わらないというふうに考えております。むしろ、組織がふえて手続が煩雑にならないようにしなくてはならないと考えているところでございます。

この子育て世代包括支援センターは、母子福祉の分野と保健・子育てを支援、この連携が大事でございます。この連携をしっかりと密にし、子育て中の方々のニーズがどこにあるのかを把握し、今後の新たな支援策や国や県の制度の施策をよく活用し、より子育てしやすい環境をつくることについて、この包括支援センターがリーダーシップ、イニシアチブをとっていく、これが一番このつくる組織の大事なことだと、なすべきことだと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

顔の見える関係と村長は言われました。小さい村だからこそできる細やかなサービスの提供、そして支援を目指して、ワンストップの相談窓口と言われる子育て包括支援センターをいち早く整備し、混乱のないように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２点目の質問に入ります。

防災、自主防災組織について質問いたします。

昨日、関東地方を直撃した台風15号は、関東では過去最大クラスという台風で、各地で被害がありました。来るとわかっていても、台風に備えしっかりしたつもりでも、どこからか瓦が飛んできて窓ガラスが割れてしまったり、作業現場の足場が倒れたり、道路の脇の樹木が倒れたり、自然の力の恐ろしさを思い知らされています。

８月15日、村に接近した台風は、大型であったものの、村は大きな被害がなく過ぎ去りました。

最近の気象情報は、正確に雨雲の進路、雨量が予測できるので、早目の避難対応が可能となっています。それでも他地域で人的被害があるのは、私は大丈夫、ここは昔から安全といった気持ちが悲劇を招いてしまいます。最近の異常気象は、もう異常ではなく、これが当たり前だと思い行動することが大切だと思います。

８月の台風のと看、避難所が開設され、計４名の方が避難されました。独居の方、高齢の方、体の不自由な方は、早目早目の行動を村として推進していただきたいと思います。そのために必要となってくるのが自主防災組織です。地域住民が協力して自分たちの地域を自分たちで守る活動、万が一のときどのような動きができるのか、平常時から考えていかなければなりません。

まず、１つ目の質問です。

災害時は東白川防災計画に基づき進められると思いますが、避難所の開設は、警戒レベルのどのタイミングでされるのか、また介護認定者、独居の方にはどのような対応をされているのか、伺い

ます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

避難所の開設についてのお尋ねでございます。

避難所の開設は、警戒レベルのどのタイミングで行うかという御質問だと理解をしました。明確に警戒レベルイコール避難所開設かということ、目安として、レベル3で避難準備、高齢者等避難開始となりますので、発令要件を加味しながら、まず3地区、ふれあいサロン、越原センター、五和センターの自主避難所でよいか、それ以上に開設が必要かを判断します。レベル4で避難勧告、避難指示を発令する場合には、自主防災会長さんに連絡し、対象地区の避難所の開設をお願いし、避難所での対応もお願いをいたします。ただし、時々状況判断も必要で、気象情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報も随時確認をしながら、他の避難所の開設も検討する必要も出てまいります。

また、介護認定者、独居の方にはどのように対応しているかという御質問ですが、台風など事前に予測可能な場合は、保健福祉課で主に独居世帯を対象に電話で避難の希望の有無を確認し、希望される方は、先ほど申し上げました3カ所への自主避難所を紹介し、避難をしていただくようにしております。

ただ、地域防災計画の中で規定されている避難行動要支援者（要介護認定3から5を受けている）、こういった方々についても、実際に避難が必要な場合は、受け入れ先が福祉避難所となりますが、この受け入れ人数にも上限があり、避難所への送迎も含めて非常に難しい対応が想定されます。

その点も踏まえ、自主防災会長さんには、今年度から自分の地区の避難行動要支援名簿、本人の同意を得た方に限ってでございますが、提供し、避難支援・安否確認の際に使用していただくようにしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、保健福祉課が電話をし、独居の方、高齢者の方に連絡して、希望された方には避難をとということだったんですけれども、その希望というのは、もし避難が必要なのに、ええわ、ええわと言った場合というのは、その権力として避難しなさいということは行政からは言わないということでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

その今の段階では自主避難ですので、本人の判断にお任せをするわけですが、今、大体の方々は、

お電話申し上げると避難したいというようなことで、この前も4名という形でしたが、今、村民の方々も防災意識が上がってきておりまして、夜、特に台風が来る、大雨が降るというようなときには、避難をしていただいているのが現状です。命令ではないので、そういった段階での判断をしていただいているということでもあります。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

きめ細やかな対応をしていただいておりますが、今、名簿があるというお話をされたんですけれども、この名簿というのは、その自主防災会、あと消防団や民生委員さんという方々にも渡っているということはあるのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

今の避難行動要支援者名簿については、今、自主防災会長さんにお渡ししておりますけれども、民生委員さんのほうにも提供はさせて……、今、ちょっと済みません、私、確認しておりますが、提供はさせていただいて把握していただきたいと思っておりますし、消防団のほうについても、まだ今は提供していないと思いますが、提供を検討させていただきたいと思います。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

まだ確認されていないということなので、ちょっと確認して、またお知らせいただきたいんですが、地域を守る自主防災会が主になるんですけれども、実際に何かがあると、男の人たちの力、消防団の力というのはすごく重要になってまいります。助けていただかなければならないんですけれども、そういう方々も名簿を持っていると、瞬時に動いて助けが早くできるかなと思いますので、確認のほどお願いして、もしまだそういうことがされていなかったら、ぜひとも把握をして共有できるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問ですが、雨量規制による国道の通行どめについて質問いたします。

大雨が降ると、交通どめがいつも心配されます。前回の10号台風により、国道41号、国道256号の一部が通行どめとなりました。東白川メールで国道41号河岐から上麻生の通行どめがあったのが8時49分、解除のメールがあったのが14時33分でした。しかし、国土交通省のホームページでは、41号河岐から上麻生に関しては、12時に通行どめが解除となっております。お盆で帰られている方もありましたので、解除の連絡を待っていた方もありました。リアルタイムとはいきませんが、もう少し早く連絡するということはできなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

雨量規制による国道の通行どめについてのお答えをします。

国道41号は、道路管理者である国土交通省岐阜国道工事事務所が異常気象時に通行規制区間は指定をするということで、連続雨量が150ミリで通行どめとなります。

国道256号及び下呂・白川線は、道路管理者である岐阜県が異常気象時通行規制区間ということで、2時間雨量60ミリ、もしくは連続雨量120ミリで通行どめになります。

このように、道路管理者から村に連絡が来ますので、その都度、告知放送などで周知を行っております。

8月15日の台風10号のときの状況ですが、16日になって通行どめが国道256号、下呂・白川線が朝の午前5時、国道41号が白川町坂の東から下呂市の金山町間を7時20分、白川町河岐から七宗町間を8時10分に通行どめとなりました。解除については、国道41号は昼12時に、国道256号、下呂・白川線は午後2時20分に解除となりました。

その周知については、その都度、告知放送で行いましたが、その通行どめの解除については、後に解除になりました国道256号、下呂・白川線の解除を待ってから告知の放送をさせていただいております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

私もそれを聞いて、東白川の方は41号に出ようと思っても、256号はまだ解除じゃないから出られないということで、41号が解除されたという連絡を256号の通行どめ解除と一緒にしたということだったんですけども、行政だけにこういう連絡を頼っているのもいけないと思うんですけども、通行どめの連絡があったのが東白川メール、私も登録しておりますが、東白川におる人だけじゃなくて外に出ている方も見えるので、41号は通行どめ解除になりましたけど、256はまだですよというような誤解を招かない程度で41号の解除のお知らせはできなかったかなあとと思いますが、その件に関して村長はどうお考えでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村外に見える方へのきめ細やかな、誤解を招かない方法で告知をしたらどうかという御質問というか御提案だと思いますが、今後は、白川町から本村までの県道は、まだ規制が解除になっておりませんが、国道はここまでは通れますよというような告知を行うように検討はしていまいます。ただし、国道の状況については、報道機関、あるいは国道事務所の情報をとっていただければすぐ

にわかりますので、村がどこまでそういった行政サービスを行うかという議論だと思います。

今回は、割と村内で大きな事案もなく余裕があったということなのですが、土砂崩れが多発したり、増水があったりというような状況で、他の事案で担当が手が回らないような状況であったりしたときは、このことについては、私は優先順位が低いというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

そうですね。やはり行政ばかりに頼って、やっぱり自分の身は自分で守るという行動をしなければなりませんので、各自ネットや何かで検索して、できる状態を常日ごろからつくっておきたいと思いますが、災害の情報、雨量の情報、警戒レベルなど、今、ネットでも流れてまいります。

気象庁が防災気象情報の伝え方に関する検討会において、災害の危険度の高まりが確実に伝わるよう希望者向けの通知サービスを始めるべきと進言したことにもよるものです。気象庁は、この通知サービスの実現に協力していただける事業者をことし５月に募集した結果、５つの事業者が決定してまいりました。これは公表していいということだったので少しお話ししますが、事業協力者としてアールシーソリューション株式会社、これは９月１日からネット配信の予定です。デルフィンゲン株式会社、これも９月１日、島津製作所、日本気象株式会社、ヤフージャパン、この５社でございますが、それは各自登録していただければ、雨量の状態、災害の状態がわかるようになってまいります。

私、もう既にサービスが始まっているヤフージャパンを入れておりますが、警戒レベル４の連絡が入ったときがありました。しかし、自治体はまだ警戒レベル４を出していないということで、雨もそんなに降っていないということがありましたが、とてもよいサービスなのですが、多少混乱等はないか心配しておりますが、このサービスと村の体制についてどう考えられるか、村長にお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御質問のあったヤフーメール等については、今まで村内からは特に問い合わせ等はありませんでした。

しかし、全国的には、このことから多くの市町村や住民から気象庁に対し、情報も気象庁ということで、質問や意見が寄せられているということでございます。

８月６日付で岐阜地方気象台から県並びに市町村へメールで通知がございました。その内容につきましては、ヤフーと、今、議員御指摘のメールのことについて気象庁と内閣府で協議して、混乱しないような措置をする旨の通知がありました。この内容については、もう既に多分改善されておると思いますので、その内容については、また公表するというメールでございましたのでここでは

申し上げませんが、住民の皆さんがしっかりと自治体に確認をしてくださいよというような文言が入ったり、何々相当の情報ですよということで表示が変わってきていると思います。今後は、このことによって混乱は少しでも減っていくのではないかというふうに思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

確かにこの村では、まだ７月から始まったばかりなので、その気象情報を携帯で目撃された方はそんなにいないと思うんですが、今後、どんどん登録している方がふえて、村と違うじゃないかと、そんなことがないように、気象庁とも相談しながら、村と同じようなペースで進んでいけるようにしていきたいと思いますが、国土交通省も一つやっている取り組みがございまして、「逃げなきゃコール」というのがあるんですけども、これはうちは特に独居の方が多いので、外に出ているお孫さんや子供さん、その方々がおばあちゃん、おじいちゃん、逃げてというふうにお孫さんや息子さん、娘さんから言ってもらえるというアプリでございます。こういうのも国土交通省、これはNHKでも放送されましたので、こういうのをぜひ東白川村の人たちに配って、親族の方々が登録して、一緒になって独居の方を守っていけるような活動ができればいいなということを思いますので、一度お知らせしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

防災倉庫の中身のほうに移りますが、備蓄倉庫及び避難場所の防災倉庫、防災無線の点検状況について伺います。

倉庫には非常時必要なものが入っておりますが、点検等は誰がどのように行っているか、伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

備蓄倉庫の点検につきましては、村管理の役場の倉庫、小・中学校、はなのき会館については、各担当課がおおむね防災訓練前の７月とか８月に在庫の確認等を行っております。

また、各集落の備蓄倉庫につきましては、総合防災訓練時に、水・食料の試食と毛布などの備蓄品の確認を自主防災会にお願いをして実施していただいております。

また、防災無線の点検ですが、現在、村内に107基の無線があり、統制局設備、そして中継局設備、これは２カ所ですが、については年１回、保守点検業者に委託し、対応いただいております。

また、自主防災会長さんに貸与している携帯型無線機については、５月の会議の折に「無線操作ガイド」をお渡しし、かけ方、受け方について確認をいただき、防災訓練時に使用いただいております。

また、消防団へ貸与している無線機については、車載型は、毎月１日のポンプ点検、携帯型は、

各種訓練時等に使用されております。

ただし、集落の集会所等に設置してある半固定型の無線機については、最近避難所として使用されることが少ないというかなかったため、使用の有無について確認ができていません。

このようなことから、ふだんから防災無線に触れる機会がないと、いざというときに使用しようと思っても、マニュアルを見ながらの操作では時間がかかってしまいますので、これからは役場職員も含め定期的な操作訓練も必要と考えておるところでございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

村長、今言われましたように、いつ何があるかわからない、何かあったときに連絡方法がとれないということでは困りますので、点検方法を考えていっていただきたいと思います。

９月１日に、この村の避難訓練が行われました。安否確認の際、自分で行動できる人、誰かの助けが要る方などを確認でき、地域のつながりが大切だと改めて思いました。

その中で防災倉庫の在庫を調べましたが、まだ足りないもの、充実させたいものなど、村民からの要望や、また行政側が検討しているものがあるか、お聞きいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この件につきましては、先般の訓練の前の自主防災会長会議で点検をお願いし、補充や要望について出してくださいというふうにお願いがしてございます。自主防災会長からの報告が９月末としてございますので、それを確認して、不足しているものや新たに欲しいものにつきましては、許された予算の中でできる限り対応してまいります。

また、今年度予算では、組み立て式の簡易トイレ一式を１１セット購入し、各自主防災会に４セット、小・中学校の防災倉庫に７セットを配備し、災害による断水時に水洗トイレが使用できない状況を回避できますし、建物が崩壊しても屋外に設置可能であることから、避難所の衛生環境が整備できると考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

４番 今井美和君。

○４番（今井美和君）

９月末日、また必要なものがあれば、予算の範囲内で整備できるといいと思います。

日ごろから地域の皆さんの顔が見える関係づくりは大切でございます。小さな村だからこそ、万が一の場合、助け合いができる体制を村、各集落でつくり、地域の防災力を高めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

3 番 安江健二君。

〔3 番 安江健二君 一般質問〕

○3 番（安江健二君）

一問一答方式にて質問させていただきます。

前々回3月、前回6月の議会に引き続いての関連の一般質問をさせていただきます。内容は、台風、豪雨等の災害発生を想定した場合の対応策ということでございます。

大型の台風9号は、沖縄方面に約1万5,000戸の停電が発生するなどの被害をもたらし、また超大型の台風10号は、西日本を直撃して上陸しました。本村にも強い風と雨をもたらしましたが、幸いにも稲や夏秋トマトの農作物には大きな被害はなかったようです。

超大型とつくのは2017年の21号以来2年ぶりでありましたが、今後もこのような台風が発生して、日本に上陸して甚大な被害をもたらすことが想定をされます。

今年度より設定をされました防災気象情報の警戒レベルの5段階の内容も、繰り返しの報道により、東白川村の住民の方にも徐々に理解と意識が広がっているように思われます。

東白川村は、お隣の中津川市加子母のように河川に沿って集落が発達していて、やや高いところに登ると、かなりの数の民家が見渡せるというようなところとは異なり、村中のそれぞれの集落が白川の支流に沿った形で山の中に非常に入り込んでいます。しかも、民家が点在をしています。多くの住居は、日当たりのよい南に面して建っていますし、また家の裏は、山を背負って北風を防ぐような工夫をされています。

警戒レベル3、4が発令された場合ですが、避難する側にとってはさまざまなケースが考えられます。1つ目は、河川から遠く離れていて、しかも土砂災害の起こる危険性の少ないと思われるところに住居があり、在宅を望まれる方、2つ目は、高齢の独居の方で車を所有されず、または車に乗れない方、これは当然迎えが必要だと思います。3つ目は、車は乗れるが迎えを望まれる方等々、さまざまなケースが考えられます。

家のある場所は安全であるが、避難場所に行く途中に危険な箇所がある場合は、連絡がとれれば、そのまま在宅で、テレビや村からの情報を得たほうがよいのではないかと思います。そして、高齢者や独居の方々については、村と自治会、そして自主防災会の間で対処されて、話し合いのもと、警戒レベル発生時には速やかな対応をお願いしてはどうかということも思います。

そこで、第1の質問ですけれども、在宅の高齢者や独居の方々に対して、その住居の立地条件や道路状況、近辺の河川状況などを十分に把握をされた上での的確な指示を村は出されているのかをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

在宅高齢者や独居の方に対し、住居の立地条件や道路状況、河川の状況を十分把握されている確かな指示を出されているかとの御質問でございます。

本年6月から土砂災害の危険度分布を現状の5キロメートルメッシュから1キロメートルメッシュに高解像度化し、市町村が避難勧告時の判断に、より一層活用できるようになりました。在宅高齢者や独居の方の個々の位置情報までがわかる詳細な地図ではありませんので、その方々に対する確かな指示が出せるかと言われると、図面上では現段階では難しいと思われま

す。しかし、東白川村は、それぞれどこに誰がお住まいかということは行政のほうもしっかりと把握ができてございますので、その点については余り心配してございません。

こういう避難情報については、国の中央防災会議に設置された平成30年7月豪雨による水害や土砂災害からの避難に関するワーキンググループ、これから国民の皆様へのメッセージという形で提言がなされてございます。

紹介をいたしますと、その中では、「気象現象は、今後さらに激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない」とした上で、このように書かれてございます。「行政が一人一人の状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の驚異が間近に迫っているとき、行政が一人一人を助けに行くことはできません。行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。避難するかしないかは、最後はあなたの判断です。皆さんの命は御自身で守ってください」。

このように、災害時における行政の限界を認識した上で、ハザードマップなどを参考にいただき、どのような状況のときにどのような行動をとるべきかということを日ごろから村民の皆様にご検討いただきたいと思います。

その上で、我々行政ができることを行い、皆さんを全力でサポートしていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

わかりました。よく研修会へ行くと、最後に出る言葉は、「自分の命は自分で守れ」ということになるかと思います。細かい対応をしていただけるというようなことで、とりあえず安心しました。

大明神川と佐広谷の件についてお伺いをいたします。

大明神川については、源流の近くは山も深く、また非常に面積も広いものがあります。親田側の山、そして旧営林署側の山、そして県道越原・付知線側の山等、そこに急激な豪雨が降った場合は、大明神川に大量の水が集まってきて、白川との合流点付近は洪水が起きる可能性が想定できます。

これは、昨年の夏に岐阜県関市上之保地区で実際に起きた災害と地理的な条件で非常に似ている

と思います。関市鳥屋市に想像を超えた降雨があり、川合地区では7メートルも水位が上がり、甚大な被害をもたらしたことを振り返り、東白川村ではそれに対応できる備えをしなければならないと思います。この件についての今後の村の十分な対応策をお願いしたいと思います。

そこで、第2の質問なんですけれども、去る8月上旬に大明神川と佐広川の上流で短時間に相当な降雨があり、急激な増水となりました。それに対して村からは注意を呼びかける放送がありましたが、このことに関する放送をされたタイミング等の経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

川の増水による注意を呼びかける放送についてのことでございます。

この放送については、8月2日金曜日の午後4時から午後5時までの局地的な豪雨があったときの放送でございます。その時間、役場では雨が降っておりませんでした。加子母、大明神、親田方面では、多いところで1時間に90ミリという異常な降雨がありました。

その日、昼間は天候もよく、川に遊びに来られた友釣りのお客さんが多く見えましたので、「大明神地内で降った大雨により大明神川と佐広川が増水していますので、通行時には十分注意してください。今後の増水も予想されますので、河川に近づかないよう注意してください」という告知放送をさせていただきました。あわせて、下流の白川町へも連絡をさせていただきました。

村では警戒レベルが3に達したことを把握しておりましたが、天候が改善する見込みもありましたので警戒本部は立ち上げませんでした。ですが、職員を地域に向かわせ、現地の確認をしております。このような対応については、夏場にはその都度対応しております。

いずれにしましても、このような局地的な豪雨が近年多くなってきており、しっかりと情報収集をし、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

増水に関しては危機管理型水位計の設置ということで、東白川村は早目に、平成30年4月には平の中学校の前に設置をされております。これは携帯で見ることができるということで、活用されている方も見えます。

前回にもちょっとお願いしたんですけれども、危機管理型水位計の設置については、平地区の平成橋上流に続いて、大明神川、佐広川、曲坂川にも順次設置をされるということでありましたが、その後の県との関係で進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

近年の激甚な雨に伴い、中小河川で甚大な水害が頻発しております。そのたびに河川の氾濫や大量の土砂、流木の流出により、逃げおくれる犠牲者、また多数の家屋被害が発生をしております。

これは、中小河川では局地的な雨により河川の水位が上昇しやすいということで、雨が激甚化すると大災害になるということが原因とされておるところでございます。

県では、このための対策の一つとして、河川状況を把握するため、危機管理型水位計を神土平、平成橋に設置をしました。

村では、この危機管理型水位計と防災センター側の河川ライブカメラ、これで河川状況を把握し、有事の際には、この水位を参考にしながら避難判断の目安にしております。

今、御質問がありました水位計の設置でございますが、現在、神土平成橋の水位計は、平成30年3月から稼働し、一般に県のホームページでも公表しております。

その他の河川については、今年度、柏本川、西洞川、佐広川、大明神川及び新巣川に各1基設置の予定であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまの村長の答弁、よくわかりました。

去る6月に、ある組合の総代会が関市で開催をされました。組合員6万人の中、総代の出席者は500名以上と大規模な会でしたが、この開会式場で事が起こりました。役員の方が開会の挨拶中に突然倒れられました。会場は騒然となり、現場は一段高いステージでありましたが、その幕も下がりました。そのとき、会場内の総代の中から2名の方が壇上にかけ上がってみえました。早速なれた手さばきでの心臓マッサージを施し、そしてその後、AEDを使い施術されました。そのかいがありまして、その方は無事に蘇生をされまして、救急車で中濃病院に搬送ができました。

私も壇上のすぐそばにいて、指示に従い、ネクタイとズボンのベルトを緩めることぐらいはできましたが、心臓のマッサージ等は、実際、その局面に当たると相当な自信と技術がなければできないものではないと痛感をしました。このときに御尽力いただきました方は、看護師さんと、それなりに過去に経験をされてみえる方でありました。いつ、何どきこのような事態が発生するかは誰にも予測ができませんが、そういった事態への対応を踏まえて、第4の質問をさせていただきたいと思っております。

災害発生時に被災者への緊急救命措置についてですが、多くの人が集まる機会に、例えば小学校の運動会、または何かのイベントや研修会の催しの会場などの休憩時間を利用しての心臓マッサージ及びAEDなどの現場で実施ができる方の育成と、一般的な研修会等の開催について御予定があるのか、村の考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

災害発生時に被災者への緊急救命措置について、心臓マッサージ及びAEDの現場で実施できる人の育成と研修会の開催についての御質問がございました。

現在、村では、消防団員を対象に救急救命講習会を年1回と、役場職員対象の救急救命講習会を3年に1回実施しております。

そのほかに、応急手当普及員講習会、3日間の講習ですが、これに役場の若手から中堅職員を対象に、毎年受講いただいています。ちなみに、ことしは8月に3人の若手職員が受講いたしました。

一般的な研修は行っていないですが、今後は、一般村民を対象とした救急救命講習も実施し、災害や事故現場で心臓マッサージやAEDが使える人をふやしていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

わかりました。今後とも、そのようなきめ細かな対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

赤十字奉仕団の活動は、赤十字の多面にわたる事業内容に伴い、極めて広範囲にわたっています。その要領2に災害救護に関する活動とありますが、赤十字奉仕団の災害時における最も重要な仕事は、被災者の方々に対しての炊き出しではないかと思います。

去る3月14日には、はなのき会館において、東白川村在住の赤十字奉仕団の43名の会員によります災害時を想定した炊き出しの訓練が開催をされました。私も参加をさせていただきましたが、村からも村長初め役場の幹部職員の方々が参加をされました。

当日は、防災用品のハイゼックス炊飯袋で炊き上がった米を使い、ドライカレーなどをつくられました。試食をさせていただきましたが、非常食とはいえ、なかなかおいしいと評判はよかったようです。

令和元年度は、東白川村の団員として223名の方で構成をされてみえ、それぞれの地区の連絡員の方より通知がなされ、活動されてみえるようです。

そういったことで、実戦経験は少ないかと思いますが、いざ災害発生ともなれば、活動拠点の設定や人員の確保、食材の持ち寄り、調理や配布など大変な事態が想像できます。

来る10月8日には、東白川村社会福祉協議会、東白川村赤十字奉仕団によりまして、昨年、甚大な豪雨、洪水の被災地となりました関市上之保地区を訪れて、現地の視察や地元の方々の体験談、または意見交換会などの研修会が予定をされています。当地は関市の東部の山間地域であり、東白川村とはとてもよく似た環境にあり、十分に今後の参考になるのではないかと思います。

最後の質問ですが、この件も含めまして、村としての赤十字奉仕団への今後の支援策や、活動に対しての要望等があればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、御紹介をいただきました日赤奉仕団の研修については、安江議員から御紹介を受け、計画をされたと聞いております。御配慮に感謝を申し上げます。

今回の日赤奉仕団と社会福祉協議会の視察研修については、昨年の豪雨災害後、どのような活動をされたかを実際活動された方々から伺い、本村に災害が発生した場合の対応を考えることを目的にして実施されます。

この研修に対しましては、村民課の担当者が窓口となって関市の社会福祉協議会との日程調整や、マイクロバスの貸し出しなどの支援を行います。また、村のマイクロバスを使用するということもありまして、担当者も同行し、一緒に研修を受けさせていただくこととしております。貴重な体験談や実際に行動された事例は、大きな災害を体験していない本村の奉仕団や社会福祉協議会にとって重要な研修になると思っており、その成果に期待を申し上げているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

今後とも御支援のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

これをもって私の質問を終了します。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

国民健康保険税などの納付方法についてお伺いいたします。

我が村の国勢調査から年齢構造を見ましても、65歳以上の方の構成比が村民2,261人に対して42%の953人と、半数近い数値になり、岐阜県内平均指数の28%を超え、構成比県内順位が2位となっております。健康で活躍している村として喜ぶべきか、多少疑問が残りますが、さて、このように年金受給高齢者が増加傾向にあり、収入も年金に頼るようになってきております。

介護保険料、国民健康保険などは納税義務がありますが、介護保険料が年金天引きをされ、その他が毎月、または指定日までの納付になっております。

そこで質問ですが、前回も普通徴収や特別徴収の説明を受けましたが、いま一度、当村での現状の納付の仕組みを伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保議員の質問についてお答えをします。

村では、村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを村民の皆さんから集めています。この集める方法として、議員からお話が合った普通徴収と特別徴収の方法があります。

普通徴収は、指定された金融機関の口座から引き落としをする口座振替や、各家庭に納付書を送付していますので、納付書を金融機関やコンビニエンスストアに持っていきいただき納付する納付書納付がごさいます。

この普通徴収は、個人が村に支払うというイメージであります。これに対して特別徴収は、給料や年金から天引きする方法で、特別徴収義務者となった勤め先の会社や日本年金機構が本人の給料や年金から税や保険料を差し引いて、本人にかわって村に支払う方法です。いわば代理納付のようなイメージでございします。

本村では、この特別徴収を行っているのは、村県民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料です。本村を含め岐阜県では、特別徴収を推進しています。給料や年金からの天引きによる確実な期限内納付が見込まれることが最大の理由となっております。

税及び保険料の現状については、村民課長から回答させます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明徳君。

○村民課長（今井明徳君）

引き続きまして、御質問に回答させていただきます。

税や保険料の現状ということで、収納月と徴収率につきましては、個人の村県民税の普通徴収は、6月、8月、10月と翌年1月の年4回でございします。特別徴収は、毎月でございします。年金からの特別徴収は、支給月に2カ月分を徴収させていただいております。徴収率につきましては97.3%でございします。普通徴収の法人税につきましては、決算後2カ月以内の徴収で、徴収率は99.4%でございします。固定資産税につきましては、4月、7月、11月と翌年2月の年4回で95.7%の収納率、軽自動車税は5月で、98.4%の徴収率でございします。

次に、保険料につきましては、基本的に毎月徴収でございしますが、年金からの特別徴収につきましては、支給月に2カ月分の保険料をいただいております。徴収率については、特別徴収を行っていない国民健康保険税につきましては91.8%、特別徴収も行っている介護保険料につきましては99.7%、後期高齢者医療保険料につきましては99.5%となっております。特別徴収を行っております税や保険料につきましては、収納率が高くなっていることが上げられます。

本村の納付の現状については以上でございします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

御説明ありがとうございます。

今の説明の中で特別徴収をされているものもあるということですが、国民健康保険料は、特別徴収をされているというのが実際に他市町村あたりで、インターネットで検索してみますと、10ページぐらいのところで約45市区町村が開始されていましたが、こういう点で2番目の質問といたしまして、日本年金機構では特別徴収をする介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、個人住民税は、各市区町村からの依頼により徴収とありますが、当村ではこの特別徴収の方法を今後どのようにされていくのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

御指摘の保険料などで本村が日本年金機構に依頼して特別徴収を行っているのは、村県民税、介護保険料と後期高齢者医療の保険料でございます。この中で保険料につきましては、制度開始の前提が年金からの特別徴収を行うということが前提でしたので、これにより現在も徴収可能な方につきましては、年金から特別徴収をさせていただいております。

次に、国民健康保険税の場合、被保険者が2,000人以上の保険者の場合は特別徴収義務者となりますが、本村は被保険者が600人ほどのため、特別徴収の義務を負っておりません。

年金からの特別徴収を行うことの条件として、年間の年金額が18万円以下の場合は、年金からの特別徴収をすることができません。また、1回の年金額に対しまして、税と保険料などの天引き額が支給額の2分の1以上になる場合も特別徴収はできません。この場合は、自動的に普通徴収に切りかわることになります。

さらに、国民健康保険税を年金からの特別徴収に切りかえる場合には、世帯の国民健康保険の被保険者が全員65歳以上であるというような条件があり、本村の場合、該当する方は60人以下であろうと推察しております。

この特別徴収を行う場合につきましては、処理をするたびに電算処理費が必要となってきます。これらから、本村が今のところ国民健康保険税を年金から特別徴収をしていないのは、1つ目に対象者が限られて非常に少ないこと、2つ目に年6回の年金支給に対しまして6回分の処理費が発生すること、3つ目に徴収する保険税額に対して処理費が高いと見込まれること、4つ目に保険税が所得の関係で大きくふえたりした場合に影響が大きいこと、5つ目に希望者のみを年金からの特別徴収に切りかえた場合、非常に事務が煩雑となってミスがふえることなどを考慮しまして、現在のところは国民健康保険の年金からの特別徴収は行っていないのが現状でございます。

しかし、導入に向けて検討が必要な時期となっていると考えられますので、今後につきましては、国民健康保険運営協議会において慎重に協議をしていこうと思っております。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

先日、収入が年金のみに頼らざるを得ないお方とちょっとお話をしている中で、保険料を払いたくないのではなく、私も含め老人になってきますと、金銭感覚、金銭管理能力が薄れていく場合が人によって多くあらわれる、そういうときに、あるときは使ってしまい、毎月徴収だと、いわゆる年金のない奇数月なんかは心細い思いがするようになってしまうというふうに聞いております。

そこで、今後、年金支給の方に限らず、徴収の方法を偶数月ですか、そういうところに集約されると大変ありがたいと思っております。

次の質問としまして、国民健康保険料は地域によって、高齢者や低所得者が多い地域、国からの補助金が少ないなどと異なりがあり、保険料は年収に対する保険料率により収入額が決められるとあり、国民健康保険料が高い自治体のランキングでは7.9%から15.9%と、そういうふうに出回っておりますけれども、当村での年収に対する比率数値はどのくらいか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明徳君。

○村民課長（今井明徳君）

年収に対する比率数値につきまして、お答えさせていただきます。

国民健康保険税の保険料につきましては、市町村ごとに異なっておりまして、その算出方法も違います。本村の賦課方式につきましては、計算方式というふうに御理解いただきたいですが、御質問の年収に対する比率数値というふうにはなりませんけれども、村の賦課方式について説明させていただきます。

国民健康保険の保険税につきましては、所得や資産から算出する応能割と世帯員の人数を基準にする応益割に分かれておりまして、応能割と応益割の比率がおおむね50対50、半々になるように調整されております。

応能割につきましては、所得割と資産割で構成されまして、応益割については世帯の人数に係る均等割と世帯に係る平等割になっておりまして、これがその下のほうで医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分というふうに分かれて、それぞれに率や金額が定めて構成されております。

また、賦課方式ですけれども、所得割と均等割だけで計算する2方式、2方式に平等割を加えた3方式、さらに3方式に資産割を加えた4方式という3つの賦課方式がありまして、本村の国民健康保険税につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算させていただいております。さらに、4方式の賦課方法で、医療分、後期高齢者支援分、それから介護納付金分に分けて率や金額を掛けて、その合算で国民健康保険税をいただいております。

本村の合算しました保険料率につきましては、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険税の被保険者に対して算定する額でございまして、所得割につきましては6.7%、資産割については39.2%、被保険者1人ごとに係る均等割については3万5,600円、世帯に係る平等割につきましては3万2,500円で、賦課限度額、最高額については96万円となっております。また、所得に応じま

して、均等割と平等割につきましては、7割、5割、3割の軽減措置があります。

この保険税につきましては、本村は岐阜県内において一番低いランクになります。昨年から国保の制度改革がありました。県が財政運営の中心を担うことになったために、国・県・社会保険報酬支払基金からの補助金や交付金は、全て県に収納されまして、本村には療養給付費分、医療費分というふうに御理解いただきたいと思いますが、療養給付費分と同額の県補助金が支払われることになりました。そのかわり、県納付金という、いわば県へ保険税相当額を支払うことになりました。この県納付金につきましては、村民1人当たり医療費や村民の所得をもとに、国の計算システムを使って県が算定しています。

また、この制度改革に当たりまして、国は国保会計への繰出金について、保険基盤安定分、保険者支援分、担当者の人件費や事務費分などは法定内繰り入れとして認めていますが、保険料の不足分を繰り入れることを法定外繰り入れとして認めなくなりました。

制度改革によりまして、療養給付費、いわゆる医療費分ですけれども、それが不足する心配はなくなりましたが、国からの算定ベースによる県納付金が決まることから、保険税の不足というのが明確になってきました。

また、法定外繰り入れができなくなったことも村の国民健康保険特別会計の運営に支障が出始めている要因となっております。

これらのことにつきましては、村の国民健康保険運営協議会において協議する必要がありますので、何度か協議会を開きまして、最新の情報を取り入れ、国の制度改革に沿った形で国民健康保険特別会計の健全な運営に努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

いろんな御説明、ありがとうございました。

明確なその数値が今把握できないようなところというふうにこちらは判断しておりますけれども、それで、今現状の形において今後の収入に対する保険料の利率、これに対して今後の目標値、あるいは所得見込みですとか補助金などによってパターンが変わってくると思いますけれども、今後、この保険料に対する、収入に対する保険料の利率ですね、こういうものの今後の当村における見通しを村長にお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今後の国保税、この見通しについて回答させていただきます。

先ほど課長が説明しましたとおり、村の保険税額と県への納付金額、これにはかなりの差が出てまいっております。保険者努力支援制度等、保険者の活動に応じて支援される制度もつくられてお

りますので、活用できる制度は積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

今、説明しましたように、法定外繰り入れが認められないことから、保険税の段階的な値上げについて御理解をいただくことは非常に重要であると思っております。

さらに、数年後に予定されている県下統一保険税が導入された場合は、現在の村の国民健康保険税がより大幅に高くなることが予想されています。

したがって、できる限り急激な変化にならないように、活用可能な補助や交付金を最大限に活用して、国民健康保険特別会計の安定的運営と急激な村民負担の増加にならないよう努めていきたいと考えております。

〔2 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

ありがとうございます。

ぜひとも急激な増加にならないようお願いしたいと思いますとともに、今後も元気な村として継続することを望みまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

それでは、ここで暫時10分間の休憩とし、10時40分から会議を再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1 番 安江真治君。

〔1 番 安江真治君 一般質問〕

○1 番（安江真治君）

初めに、県道越原・付知線について質問します。

越原・付知線については、ことしもガードレールの設置と舗装の修繕が行われる予定となっておりますが、道路改良については、県における優先順位はかなり低いのではないかという印象です。

昨年、村長がおっしゃいましたように、緊急輸送道路に指定されると優先順位は大きく上昇します。県内の多くのヘリポートが緊急輸送道路に接しており、本村でも県道62号からはなのき会館駐車場のヘリポートまでが緊急輸送道路となっております。越原・付知線も国道256号線から黒淵地内のヘリポートまでを緊急輸送道路に指定されるよう、道路改良とあわせて要望すべきであると考えます。これについて村長のお考えを伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江真治議員の御質問にお答えをします。

越原・付知線の緊急輸送道路指定についての御質問でございます。

村では、越原・付知線の緊急輸送道路への指定を受けるべく、岐阜県に対し要望を強く行っております。

議員御指摘のとおり、この県道は、越原上地区の皆様方の重要な生命線道路であることは十分認識をいたしております。可茂土木事務所との行政懇談会などでも現地を見ていき、早急に対応が必要であることを理解していただいております。

緊急輸送道路に指定されることが国等の制度事業において早期改良工事ができることにつながってまいりますので、これからもしっかりと要望してまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

次に、6 月の可茂土木事務所との懇談会において道路担当者から、要望書に上がっていなくても用地の取得が容易で比較的工事が簡単な箇所について検討するとの発言がありました。これまで栃山バス停付近の狭小区間の拡幅工事を要望してきましたが、新たに越原運動場の前を要望箇所とするべきであると考えます。

越原運動場は、村の土地で用地の取得は容易であり、工事区間も短く、工事も比較的簡単ではないかと思います。これについて、村長または担当課の意見をお聞きします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

越原運動場の拡幅については、運動場の利用される方々との調整や関係機関との調整、これも必要と思われ、少しばかり時間がかかるのではないかと考えております。私としては、まずは今お話がありました栃山地内の改良が先であると考えております。

いずれにしても、県には御相談をしながら、少しでも前に進むように取り組んでまいります。村では、用地の先行取得も検討しながら、しっかりとサポートをしていきたいと思っております。

今、お話がありました、先般の議員の皆さんにも御同行いただいた現地視察で栃山地内の改良については、可茂土木事務所にはしっかりと伝わったという感触を担当者が得ております。まずは栃山改良を事業化していただき、次の改良箇所として、今、御指摘の越原運動場横の改良、この準備を進めてまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

この道路を毎日通行する者としましては、通行の危険度や通行の困難さについては、栃山バス停付近よりも、この越原運動場の前のほうが高いのではないかというふうに感じております。こうした地域の意見も踏まえて、今後も要望箇所の検討に当たっていただきたいと思います。

2 番目に村内の河川環境の整備について質問します。

現在、村内の河川では、柳等の樹木が生い茂り、美しい村としての景観を損なう状況にあります。また、大雨時には河川の氾濫の危険や道路の視界を遮るなど、幾つもの問題を抱えており、伐採撤去を望む声が多く聞かれます。

村には、ふるさと思いやり基金の美しい水と緑を保つ自然環境の保全に関する事業に多くの寄附が寄せられており、河川環境の保全について事業化すべきであると考えます。

事業の実施には多くの費用がかかるため、数年かけて実施するのが適当であると思います。また、伐採後には自治会等の協力を得て管理作業を実施するといった内容を盛り込む必要もあるかと考えます。

以上の内容について、村長の考えを伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

河川環境の保全についての御質問がございました。

村では、平成21年度から県の補助を受け、緊急雇用対策の一環として主要な河川内の景観整備を行うための伐採事業を行いました。

その後、村単独事業として、現在は東白川村シルバー人材センターが白川沿いの除草作業を行っていただいております。また、村内の景観保全団体の皆さんが集落内の河川の景観保全の活動もしていただいております。ほかにも、村民総出の河川清掃などの取り組みにより、河川環境はよくなってきておると考えております。

ただ、議員御指摘の柳等の伐採でございますが、正直なところ、なかなか対応できずにいるのが現状でございます。多くの基金というお話でございましたが、平成31年度予算に、この基金のほぼ全額を繰り入れし、新たにこの基金で対応できない状況でもございます。

今後は、まずは既存の景観保全事業を拡充する検討と、そして新たな景観保全団体の育成を柱にこの事業を進めてまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

自治会等で行う環境整備の作業では、大きく成長した柳の撤去などは非常に困難でありますので、ぜひとも村で事業化を進めて大規模な伐採、環境整備の実施を行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

〔6 番 桂川一喜君 一般質問〕

○6 番（桂川一喜君）

福祉サービスの充実と福祉にかかわる労働環境の改善策について質問をさせていただきます。

高齢者がいつまでも安心して暮らせるようにと東白川村地域包括支援センターが設立されて、はや14年が過ぎようとしています。

高齢化率の上昇や高齢者の生活パターンの変化によって、支援センターの重要性、あるいは必要性は、年々高まるばかりです。

365日、24時間体制での対応を余儀なくされている支援センターですが、この体制を維持し、かつ働き方改革に沿ったものとするためには、職員の確保やアウトソーシングなどを活用した労働環境の改善策も重要です。

これは村の福祉サービス全般についても言えることかと思います。つまり、福祉サービスの充実と、それに相対する福祉サービスにかかわる労働力の質的・量的確保をどのように両立させるかが重要だということです。

そこで、村長の現在の福祉にかかわる労働環境に対するお考えと福祉の労働環境を含めた今後の福祉政策の展望をお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

まず、現在の福祉にかかわる労働環境に対する考え方について、私がどう考えているかという御質問がございました。かなり総論的な御質問でございますので、的を射た答弁となるかわかりませんが、私も当然ながら、保健福祉、医療分野での人材確保は、今後、この分野の事業を継続していくためにも大変重要なことであると認識をしております。ふえ続けるであろうこの分野での行政サービスに、桂川議員の意見のとおり、量と質の確保が重要な課題であります。

一方で、行政も診療所も社会福祉協議会も経営改善が求められていることも避けて通れない課題であります。

労働力の量については、人口減少の中で人材不足が社会的傾向としてあらわれてきており、いわば議員がよく言われている都市との人材の奪い合いが危惧されてまいります。

先ほど申し上げた経営改善の方策として、限られた予算の中で限られた人数で運営するのも私の責任であり、特に病院から診療所へ移行、一般病棟から老健への移行のときは、正職員も臨時職員も一人も解雇することなく、いわばソフトランディングで時間をかけて職員数を減らしてきました。また、介護職員は、正職員を雇用せずに臨時職員で対応し、経営改革をしてまいりました。

しかし、さきに述べたような状況でありますので、専門職、保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャーなどの職種については、計画的な採用をこの数年心がけてきておりますが、なかなか思うに任せない状況であります。

また、働き方改革の一環として、正規雇用、非正規雇用の解消も課題としてありますので、来年度からは会計年度任用職員制度の導入とともに、処遇改善を進めてまいりたいと考えております。

また、年代間のばらつきがありますので、新採用を積極的に行うことや、非正規から正規雇用への登用も制度として導入をしていく考えでおります。

次に、質の問題は、職場内研修や外部研修を計画的に行い、人材養成を行っていく必要は十分認識しており、今後も継続して実施してまいります。

一方で、医療福祉ゾーン整備に合わせて、こうした医療・介護・福祉の分野は、女性の働く場所として働きがいがあり、女性の社会進出や人口対策としての雇用の場としても大いに魅力がある仕事であると言えますので、村出身者に資格を取るための専門学校や大学で学ぶための奨学金制度を早目に発足させたいと考えております。

次の質問でございますが、今後の福祉政策の展望についてお尋ねがありました。これについても総論的な御質問でございますので、総論的にお答えするしかないのでございますが、福祉の労働環境については、さきの質問でお答えをしたと思いますので、この福祉政策についてお答えをしてみたいと思います。

結論から申し上げますと、ことしの3月、平成30年度事業で策定し、桂川議員も委員として協力をいただいた第3期の東白川村地域福祉計画と地域福祉活動計画が今後5年間の福祉政策の展望であります。

もちろん、上位計画として東白川村総合計画がございますので、医療、介護、福祉の分野も総合計画とその実施計画によるところが大きいわけですが、福祉の将来計画は、社会福祉法に、市町村は社会福祉推進に関する、1つ、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、2．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、3．地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、以上3点を一体的に定める「地域福祉計画」を定めることとされており、本村もこれにより第3期計画を策定したわけでございます。

既に御案内のとおりでございますが、改めてその内容について御紹介してまいりますと、この基本計画の基本理念は、「安心して暮らせるやさしさの夢あるむらづくり」とうたわれております。そして、3つの基本目標を掲げております。

1つ目は、私がつくる福祉の村という目標です。この私というのは村長という意味ではございません、村民という意味で使われていると思います。いわゆる住民参加を促進することを目標としており、ボランティアの育成及び継続研修を目標としています。

地域との連携として、みまもりのわ事業の推進や、民生委員、福祉委員、これは自治会長さんですが、との連携を強化してまいることが目標であります。住民参加型の制度外サービスの充実として、公的制度にはない住民の支え合いの充実を推進していくというものでございます。

2つ目の柱として、将来につなぐ福祉の輪という目標がございます。これは、福祉の心を育む福祉教育の推進、自主防災会などの地域組織と連携強化を行い、災害時の助け合いの体制づくりに努めることとしております。

3つ目の柱は、今、取り組む福祉の仕組みづくりとして、情報提供のあり方の見直し、福祉サービスの充実、関係機関との連携の強化、課題の早期発見と解決に向けた体制づくり、総合相談窓口の設置に向けた体制の整備、災害ボランティア支援体制の見直し、この6項目を上げております。

以上、紹介しましたように、それぞれの課題や対策を掲げてありますので、これらを実施していくことが今お尋ねの私の福祉政策の展望ということになります。

以上で答弁とします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、まず後ろで述べられた福祉計画につきましては、先ほど村長も紹介していただいたように、私も委員として参加して、中身についてはよく理解しているところです。

そこで、今、村長がおっしゃった3つの柱の中にあります村民でありますとか、輪を持って、連絡をとってというところ、それからサービスの充実、情報等も含めましたと述べられましたけれども、そこで「ボランティア」という言葉でありますとか、「支え合う」「お互いに」という言葉が出ておりました。

それから、サービスの充実という中身におきまして、実はここで1個、最大に欠落しているものがありまして、中身をつくっていく、それから組み立てていくということは、当然皆さんも御存じですが、そこに今のキーワードを全部実現しようとしたら人が必要です。人がいなければ、ボランティアも成り立たない。そして、支え合いどころの騒ぎではない。特に福祉のサービスにおきましては、人的なエネルギーを持ってして現場に当たるといふ部分が多いジャンルですので、人が必要だということをもう一度再確認することになるかと思います。

そこで、前段でおっしゃられました、現在でも村長としても村には必要だということは重々承知の上、それからスタッフ全体の年齢構造が上に上がってきている。だから、やっぱり新規採用を積極的に行っていきたいが、残念ながら、このところは採用の募集をかけても、思ったほど人材が集まっていないというところが問題であろうと述べられながら、今度は医療・福祉ゾーンを整備していく中で、女性にとって働きがいがある魅力がある職場ができるであろうとおっしゃられておりました。そして、それに対する何らかの支援を村がすることで、そういう人を養成できないかとおっしゃられました。これは一見、両方当たり前のように素晴らしいことと思いますが、残念ながら、今の時点で魅力があっても働きがいがあるのならば、どうして採用のときに応募がないのか、この矛盾点についての正しい見解が、実は村長の中で処理できておられないのではないかと思います。

そこで、採用を募集しても来ないという観点について、村長はそれがなぜなのかという見解を、

どう考えておられるかをまずお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

相手があることというのが正直なお答えかと思います。一生懸命募集の情報は、定められた方法により、村内の皆さん、あるいはインターネット等で村外の受ける皆さんにもお伝えをしておるんですが、先ほども言いましたように、競争の時代がありまして、まちで暮らしたい傾向、これについては私にどうせよと言われてもちょっと困ることであって、なかなか思うに任せないという表現をしたのはその部分であろうかと思います。

しかし、手をこまねているわけにはいきませんので、先ほども言いましたように、奨学金制度をもう一度研究をしっかりとるか、それから現在の働ける方々の処遇を改善していくこと、これはもう既に指示をして着手させておりますし、これを契機に一遍にどんと上げるわけにはいきませんが、ステップアップをしていきたいと。そのことによって魅力ある職場、ハード的な職場の環境は随分よくなるというふうには想像が容易でございますので、今後はソフトの面でしっかりと充実をさせていきたいかなと思っております。

御質問の村長の認識が甘いということについては、これは議員の考えであろうと、私はそうは思っていないくて、一生懸命努力はさせていただいておりますが、結果がついてきていないということをお思っております。

卒業生の皆さん、中学校卒業時代、あるいは成人式なんかでも、何人かの皆さんがこの村のために働きたいと言っているということは、皆さんも御承知のことだと思います。こういった人たちの夢や希望を、本当に村がこれからどうやった形でかなえていってあげるのか、これが大事な切り口ではないかなというふうに思います。

また、いつも話をするのですが、東白川村だけでこの医療や福祉といった分野をやり切るというのは大変難しい時代になってきておるのは議員も御承知のことと思います。特に白川町との連携、今、社会福祉協議会、これはサンシャインさん、そして白川病院さん、こういったところとの連携をしっかりとしながら、医療と福祉をちょっと広域的な意味で地域を守っていく。この取り組みがないと、これはなし得られないというふうにいつも思って、そういった取り組みにも微力ながら、少しずつながら進めておりますので、人的な人数の問題ですとか、こういったことに対しての解決策の一つではないのかなと。

先ほども言いましたように、一方では、人がおってもサービスを受ける人が減ってきていて採算が合わなくなっているというのが白川町の施設サービスでも見受けられます。東白川の社会福祉協議会もそういう経営状況にありますので、ここを何とか流動的にしていけないかという一つの考え方もございます。

議員が御指摘のように、勉強も足らなくて、私ももっともっと募集をして、どんどん応募していただけるようにしたいわけですけど、現状はそうではないことも、これは現実として受けとめる必

要があると、このように考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

済みません、認識が甘いようなことを言ったのはちょっと言い過ぎだったかもしれませんが、実は働きがいというところで、先ほど村長が言われた臨時を正規にかえていくであるとかという問題点、それからもう一個、先ほど村長は、どちらかという福祉の現場に人が足りないということではなくて、この東白川村という過疎地に対して人が来ない問題点と、両方同時にしゃべられたと思います。でも、これは実はこの東白川村にとって今後の福祉を考えていく上で重要でありまして、普通、都市部においても福祉等に対する人というのが、労働者不足が今本当に問題になっています。ということは、都市部のように生活に何の問題もない、人口が流入している地域であっても福祉という分野においては労働者が足りなくなっているというところを鑑みますと、逆に村長にお願いしたいのは、都市部よりももっといい条件で福祉という労働環境を整える必要があるんじゃないかと。

そこで、先ほど働きがい、魅力という言葉に対して、まだ具体的にどうだという中で一つしかお答えいただけていません。臨時を正規に採用するという部分しかお答えしていただけていませんが、もう一歩進んだ働きがいであったり、魅力を都市部よりも先んじて何かプラスアルファで、東白川村の福祉というところは、これほど働きがいがある魅力があるというようなお考えがあるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

なかなか即答しづらい御質問をありがとうございます。

労働環境、これは労働時間であったり、休暇であったり、給与そのものであったり、将来の保障、退職金制度であったり、こういった幾つかのファクター（事項）がございます。これらは、今、村が運営をしております事業体では、一応世間並みに保障はされていると思っております。その上に都市に負けないということは、なかなか難しい課題であると思います。

近隣の市や町に負けない労働条件を提示すること、これは最低限必要だとは考えます。しかし、経営のこともございますので、ほかの分野との兼ね合い等もいろいろありまして、特段の、特別ボーナスが出るとか、そういったことはなかなか考えにくいのが現実だと思います。

働きがいについては、これは個人の考えることもありまして、幾らいい環境をつくってあげても、個人、人対人とのつながりであったり、あるいはその人の人生設計であったり、いろいろな要素で働きがいというものが出てくると私は考えますので、そこは職場の輪といいますか、職場の中で熟成されていくものであると考えます。

私一人だけではなく、指導者である幹部職員等もよくその点については話し合っ、やっぱり魅

力ある職場づくりというのはみんなで考えていってつくっていくものであらうと思って、ここで今こうするとこうなるよというような話ではないかなというふうに思います。

認識は十分しているということをお答えして、答弁とします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

お答えは、まだ福祉という分野自体を、職員を均等に扱った状態での働き方改革という話はよくわかりましたが、福祉というものに特に働き方改革を当てはめないといけないという意識が今の答弁から感じられなかったわけですけど、実はここについては、近年、働き方改革というのは全般的なことの中で言われていますけれども、その中で、例えばICTを活用しまして、できる限り事務等の低減化をされている話がありますけれども、冒頭で申し上げましたように、福祉の現場は、まだまだ対人的な要素が非常に強い現場でありまして、なかなか単純なICT化、コンピューター、AI等で置きかえることのできない分野でもありますので、やはり福祉という観点の中で、うちの東白川が魅力ある職場になるというところの部分がもう一步お答えいただけないかと思って、もう一度ちょっと重ねて、福祉という現場における東白川における職場のアドバンテージという観点でもう一度お答え願えないかと思っています。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

一般的な話という御指摘でしたんですけど、私も福祉も非常に重要な部分、医療もそうですし、介護の関係の保健、こういった形も大事だと思っております。

福祉に特化した何かアドバンテージという御質問ですが、これもまた難しい質問をいただいたかなと思います。働く環境をよくすること、一般的な職場でも同じことなんですけど、確かに議員御指摘のように人的サービスで、いわゆる労働力の量の問題で、あるいは質もあるんですけど、サービスをする、人と人とのサービスということもあります。この部分で、なかなか他の地域にない特化した生きがいとか働きがい、これは非常に難しい質問ですが、東白川村は御案内のとおり、医療・福祉、そして保健、これらが一つとなっていていろんな事業を展開して、他の地域には全く負けるとも劣っていないという自負はございます。これは長い間の歴史でもあり、先人の皆さん方のお仕事のおかげだと思っています。これが、よく研修に来ていただく大学生で看護師の資格を取ろうとしている人や保健師を目指している人たちにもよくお話をすることであって、こういったことをしっかり発信していくことが東白川村の一つの特徴ではないかなと思います。

もちろん、制度によって、介護保険によればある程度のサービスを、人数をふやせば点数がふえてくるというようなことも当然踏まえての話です。ただ、働き場所の働きがいという話はかなり総体的な話であって、これをやるからというようなふうにはならないわけであって、そのことだけは

実は御理解をいただきながら、健全な運営と相まって健全な職場をつくっていく、これが私に課せられた責務であろうというふうには認識をしております。

答えになったかどうかわかりませんが、福祉が非常に大事な分野だという認識は、議員と一緒にだと思っておりますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

実は今、答弁の中に非常に大事なキーワードが含まれておりまして、そこをあえて拾っておきたいと思います。

実はさっき村長が言われた大学生等が研修に来られたとき、本当に来られた学生が東白川の福祉であったり、保健であったり、医療のその連携を含めまして、非常に理想的な現場が目の前で展開しているということと、比較的住民との間の距離がなくて、本当にいい現場だなと言って帰っていかれたというのは村長のおっしゃるとおりで、私もいろんな方から伺っています。ただ、残念なことに、この研修をここ近年受け入れることができていない状況ではないかと思われま。

そこで、前、医療福祉ゾーンのときにも言ったんですけど、東白川というのが意外と福祉においても学生等が思い描く理想的な福祉の現場が、都市に比べるとかなり展開できているであろうかということであったり、それから若い職員がいきなり割と重要なポジションで福祉に携わることができるということなんかを学生たちが来られたときに実感して帰っていかれていると思います。

そこで、このところ研修が受け入れていないという現状が少しちょっと寂しいなと思うわけですので、ちょっと1点、研修がなぜここ数年受け入れることができていなかったかということが、ちょっともしおわかりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

中部学院大学、あるいは岐阜県立看護大学、あるいは岐阜大学医学部、こういったところから研修は今までも受けてきましたし、今はちょっと減ったという感触を持ってみえるかもしれませんが、医師等は受け入れておりますし、新しい動きで名古屋大学、日本福祉大学、こういった方々との、いわゆるセッションというかレクチャーも進めておるところであります。

現場が一番大事であって、受け入れられる体制をつくっていくのも私の務めかと思いますが、最近、前ほど少ないという認識は私も持っておりますけれども、今後は積極的に、なるべく受け入れられるよう、新しい施設になりましたので、余計そういったことが受け入れやすい状況になろうかなと思いますので、今後ともそういった研修を受け入れ、先ほども言いましたが、なかなかいい感想を持って帰っていただくんですが、じゃあ来てくれるのと言うと、ちょっと待って、ちょっとなかなか実現に至っていないというのが現状なんですけど、これはやっぱり続けるべき努力だ

と思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

本当に前半では、ちょっと将来にわたってなかなか明るい展望が感じられない答弁だったので不安でしたけれども、今、村長がおっしゃるように、施設も新しくなったり、現実問題、受け入れ自体がゼロになっているわけじゃなくて、今、また新たな受け入れの可能性も生まれているということで、今後の村のそういう新しい人材をより積極的に受け入れていくときの我が村独自のアドバンテージということも村長がわかっていないわけではなくて、わかってはいたものの、それが前半の答弁の中に含まれていなかったということがよくわかりましたので、本当に福祉の現場というのはただでさえ労働力が不足しがちの現場ですので、今後とも村民が安心して老後を迎えていけるように、スタッフの確保等に十分御留意いただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、情報通信職員の退室をお願いします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（樋口春市君）

日程第8、報告第1号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和元年9月10日、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率一覧表、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、これはともになしとなります。括弧内は、国の基準比率となります。実質公債費比率11.0、将来負担比率41.2。以下については説明を省略させていただきます。

平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、平成30年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和元年9月10日提出。以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

平成30年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められますのでお願いいたします。以下につきましては同様となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、報告第2号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

平成30年度決算に基づく資金不足比率一覧表、ここは特別会計の名称、簡易水道特別会計、下水道特別会計、ともに資金不足比率はありませんのでお願いいたします。備考欄並びに以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

平成30年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和元年9月10日提出。以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

平成30年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書、これにつきましても資金不足比率がないため、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第40号から議案第42号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第40号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてから、日程第12、議案第42号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの3件を関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

議案第40号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合同規約を次のとおり改正することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次ページをお願いします。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

解散した場合の事務の承継、第15条、組合が解散した場合においては、関市が事務を承継する。

附則、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

次ページをお願いします。

議案第41号 中濃地域農業共済事務組合の解散について。地方自治法第288条の規定により、令和2年3月31日をもって中濃地域農業共済事務組合を解散することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次ページをお願いします。

別紙、中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議書。

地方自治法第288条の規定に基づき、中濃地域農業共済事務組合の解散について、次のとおり定める。

1. 解散の期日、令和2年3月31日をもって解散するものとする。
2. 解散の理由、農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和2年4月1日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を解散しようとするものである。
3. 事業の譲渡、解散に伴い、中濃地域農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。

議案第42号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。地方自治法第289条の規定により、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出、東白川村長。

別紙、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産について次のとおり定める。

中濃地域農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産を全て岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとするということで、説明資料のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、岐阜県農業共済事務組合へ帰属する財産については説明資料の1ページに記載してありますので、説明のほうは省略させていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてから議案第42号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの3件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてから議案第42号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第43号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第43号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基

づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、過疎地域自立促進市町村計画の変更でございます。

今回の区分といたしまして、産業の振興のその他対策の農業基盤でございます。県営中山間地域総合整備事業（東白川単独型）の後に、今回、「及び県営基幹農道整備事業」を追加するものでございます。

計画のほうを見ていただきますと、今回、県営基幹農道整備事業負担金というところで農道の延長が1,290メートル、橋梁の耐震補強工を行うものでございます。それと、基幹林道の大沢線の延長を「120」メートルから「124」メートルに変更するものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、4の生活環境の整備というところで、今回、消防施設整備のところでございますけれども、小型動力ポンプ付積載車、変更前は「3台」でございましたが、変更後、「4台」ということに変更させていただくものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号から議案第58号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、議案第44号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第28、議案第58号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例についてまでの15件を関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第44号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について。東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例。

東白川村研修館設置条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、消費税率の転嫁分2%がそれぞれ転嫁されまして、会議室、研修室の使用料の現行のものに上乗せをされたということで、ここにございますように、それぞれの一般利用、営利目的使用について、2%分の転嫁をされた使用料ということで、現行のものから変更したのになったというものでございます。

それでは、本文のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

なお、議案第45号から議案第58号につきましても、消費税転嫁の金額の改定だけとなりますので、議案の条文と附則の朗読はさせていただきますが、新旧対照表での説明は省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第45号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例。

東白川村防災センター設置条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

議案第46号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について。東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例。

東白川村母子健康センター条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

議案第47号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第48号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の第3条の規定は、令和元年10月1日以後に給水装置の新設及び改造の申し込みをした者について適用し、同日前に給水装置の新設及び改造の申し込みをした者については、なお従前の例による。

次のページです。

議案第49号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第50号 東白川村集合型合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村集合型合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村集合型合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村集合型合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の第9条の規定は、令和元年11月に調定する下水道料金から適用し、同日前に調定する下水道料金については、なお従前の例による。

続いて、議案第51号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道給水条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の第26条の規定は、施行日前から継続して給水を受けている水道の使用で、

施行日以後初めて検針する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

続いて、議案第52号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の東白川村道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用について適用し、同日前までの占用については、なお従前の例による。

議案第53号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の東白川村準用河川占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用について適用し、同日前までの占用については、なお従前の例による。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第54号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをおめくりください。

東白川村農村環境改善センターにつきましては、はなのき会館別館を示しますので、教育委員会で活用させていただく条例になります。

東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例。

東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

続いて、議案第55号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをおめくりください。

東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

済みません、別紙に東白川村定例会の新旧対照表がございまして、37ページをめくってください。
この条例には消費税の転嫁以外にちょっと誤字が発生しましたので、その点を改正するものです。
37ページのところの別表第1（第4条関係）になります、3番の夜間の時間というところになります。誤字があったのが午後6時から午前10時というところで、「午前」10時というところの文字を「午後」10時ということで訂正をさせていただきまして、今回、この改正に合わせて訂正をさせていただくものになりますので、よろしくお願いいたします。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

次のページへ行きまして、議案第56号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について。東白川村運動場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをおめくりください。

東白川村運動場条例の一部を改正する条例。

東白川村運動場条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

続きまして、議案第57号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について。東白川村公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをおめくりください。

東白川村公民館条例の一部を改正する条例。

東白川村公民館条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

続きまして、議案第58号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について。東白川村文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村文化会館条例の一部を改正する条例。

東白川村文化会館条例の一部を次のように改正する。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。以上であります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

議案第52号と53号の占用料ということなんですけど、新旧対照表を見ますと、29、31に出ていますが、ちょっと理解ができないので、何か適当な例を挙げて説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

5行目ですけれども、1.08と1.1の話ですけれども、基本は占用料については非課税なんですけど、1カ月未満については課税をなささいというような改めの内容になります。ですので、土地の貸し付けという面で税法上は1カ月未満の部分については課税をなささいよというようなことで、ただしというふうなことで1.08のところを1.1にさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

これは、道路も河川も同じような内容です。

○3番（安江健二君）

はい、わかりました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

議案第46号の東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例の部分なんですけれども、他の転嫁の部分は本当に単純作業のところ、1の位を切り上げるか切り下げるかの違いだけで計算されているようなんですが、この第4条第1項第3号中の1,560円の部分はそういう単純計算になっていると思われます。ただし、同条同項第5号の1,000円を1,100円の部分と、それからずっとその以下3つですね、第10号中の8,000円を8,200円、それから1,500円を1,600円のところは、どうもその計算式とは違う値上げにしてあるかと思われますので、この部分はちょっと単純値上げではないので何らかの説明を求めたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

済みません、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

保健福祉課長 安江透雄君。

○保健福祉課長（安江透雄君）

質問のありました議案第46号の金額についてでございますが、説明資料の新旧対照表の7ページ、8ページのところの下線部分が引いてある金額、4件の改正についてでございますが、(3)のところの給食料に関しましては老健、せせらぎ荘と同じように計算しておりまして、2%の増加分になっております。

5番目と10番目、次のページの14番目に関してであります。8%から10%への計算による改正でございますが、母子健康センターの料金の設定に関しましては100円単位の設定になっておりますので、端数を切り上げて100円単位に設定すると、このような金額になったということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例についてから議案第58号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例についてまでの15件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例についてから議案第58号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例についてまでの15件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第29、議案第59号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第59号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東

白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部改正でございますが、第1条、東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の55ページのほうをごらんください。

この条例改正につきましては2条立てということで、10月1日の消費税の改定に係る改正と、それから11月5日の新診療所の開所に係る条例改正を一つの条例で行っております。それと、もう一つ、現状に即しまして一部文言等の変更もございます。

まず、予防注射料のところは金額の変更でございます。

1枚はねていただきまして、右の旧のほうを見ていただきますと、予防注射という表現でございますが、これについてはインフルエンザしか2回接種をするものはないということで、「インフルエンザについては」というふうに限定をさせていただきました。金額については、消費税に係るものでございます。

次に、別表第1のところでございますが、自動車使用料については、これまで1,080円ございましたけれども、別に定めておりますけれども、キロ数による実費を徴収しておりますので、これも現状に合わせて中身の変更をさせていただいております。

それから、寝具使用料、個室使用料については、現在は有床診療所ということで4床のベッドを一応保有すると。入院はないわけでございますけれども、有床診療所という位置づけでございますので、こちらについては10月1日現在では、そのまま金額の値上げになっております。

それから、下がっていった居住費、薬品容器代については削除しております。これは療養病棟が現在ないということで、これも現状に合わせて削除させていただいております。

それから、この表の一番下になりますが、給食費の項でございますけれども、妊婦という表現でございましたが、これについては、母子センターは、現在、御存じのように分娩はありませんが事後指導等がございますので、「妊婦」という表現を「妊産婦」というふうに改めさせてもらっております。金額につきましては、消費税の改定によるものでございます。

1枚はねていただきまして、母子健康センターにつきましては、先ほど言いましたように分娩はないわけでございますけれども、事後指導等で入所される方は可能性としてはあるわけでございますが、付添人というところは削除させていただいております。

それから、その一つ下の項ですが、「診療所」当直者等に係るものという表現は、「診療所、老健」当直者等に係るものと、老健という文言を入れさせてもらいました。金額については、ここも消費税の改定によるものでございます。

その下の項でございますが、療養病棟入院患者に係るものというところは、先ほど申し上げましたとおりですが、療養病棟がないということで、ここは削除しております。

それから、また下がっていきまして、紙オムツ代、紙オムツ処理代、それともう一つ、日常生活費及び消耗品代及び物品レンタルに係る費用、この部分の項につきましては、「機器」という表現でございましたけれども、これも現実に即してということで「種類」というふうに改めてございます。

次に文書手数料ですが、ここにつきましては、金額は消費税の改定によるものでございます。

それから、第2条でございますが、東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正するにつきましては、先ほど申しましたように、11月5日の新診療所開所からは有床診療所から無床の診療所になるということで、入院がなくなるということになります。ですので、入院の部分削除するような内容になっています。

まず、(1)の通院患者については、診療の都度の後に、(2)が一般病棟入院患者については毎月15日まで云々と出ておりますが、納付方法については、これは通院患者のみになるということです。

1枚はねていただきまして、利用明細書については、これは現状に即してということで、これまで「を受け取った日から5日以内」というのを「の発行日から30日以内」というふうに、現在のやり方に合わせております。

それから、別表第1のところでは区分の欄でございますが、長期入院という部分は、これは入院がなくなったということで、この項は削除ということになります。

それから、下がっていただきまして寝具使用料、個室使用料の項につきましても、これも無床になるということで削除するという内容でございます。

それから、その64ページになりますが、電気機器使用料の項につきましても、入院がないということで、これも削除となります。

それから、最後に、日常生活費及び消耗品代及び物品レンタルに係る費用というところでございますが、この項につきましても、これは中身が「入院患者に係るもの」という表現がございましたが、「老健施設入居者に係るもの」というふうに改めさせていただきます。

ちょっと飛ばしてしまいましたが、紙オムツ代、紙オムツ処理代につきましても、これは入院患者のものを指しておりますので、これも削除させていただきます。

議案の改め文のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日、1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年11月5日から施行する。

適用、2. 第1条の規定による改正後の東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第30、議案第60号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第60号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について。東白川村民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村民センター条例の一部を改正する条例。

東白川村民センター条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の67ページをお開きください。

今回、第3条に規定されております運営委員会の設置の条を削除するものでございますが、これについて、現在は村民センターは役場別館としての利用が主でございまして、ここで定められております運営委員会で審議することもないということで、今回、削除させていただくものでございます。

次の68ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回、使用料の区分でございますけれども、現行では1の経営相談室から13のわくわくスポットまで、それぞれ13区分に分かれておりますけれども、現状では役場別館として役場の事務室機能として使用されているところが多くありまして、今回、改正後でございますように、3階の会議室、4階の大集会室、4階婦人の部屋、2階のわくわくスポットの、この4区分に変更させていただくものでございます。

なお、金額については、今回の消費税の転嫁による2%分を転嫁させていただいた金額となっております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第31、議案第61号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第61号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は別表の改正でございます。

新旧対照表でいきますと、71ページから73ページになります。

改正前と改正後のところは、72ページ、73ページでございます。

消費税の改正については省略をさせていただきますが、もう一点改正がありまして、現行では夜間の使用料の規定がありましたが、削除させていただいて、夜間という区分をなくさせていただい

て、夜間の使用であっても利用時間に応じて対応させていただくことになりました。

それと、夜間の使用については半日の場合の使用料と金額は変わらなくて、そして夜間の使用が年1回程度、夏祭りだけです。そのように改正をさせていただくものでございます。

本文にお戻りください。

附則、施行期日、1. この条例は、令和元年10月1日から施行する。

経過措置、2. 改正後の中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によるでござい。お願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第32、議案第62号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第62号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例について。東白川村課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、東白川村課設置条例の一部を改正する条例。

東白川村課設置条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の75ページをお開きをお願いいたします。

今回、第1条に「保健福祉課」を追加するものでございますけれども、今まで国保診療所の保健福祉業務と医療業務というような扱いでございましたが、11月5日より診療所が新しいところへ移転するというので、今回、保健福祉課として事務分掌を追加するものでございます。

分掌事務につきまして、77ページの3番というところで、(1)番の健康づくりから(13)番のその他住民福祉に関するところまでの事務分掌を追加するものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、建設環境課のところでございますが、改正前のところで(11)番、土地改良区に関するところ、(13)番の建設環境課の所管に属しない建設工事の設計監理に関するところというところについては、今回の事務分掌から削除させていただくものでございます。

で、保健福祉課が入ったことによりまして、4番目以降の事務分掌、今まで建設環境課が3でございましたが、繰り下げて、建設環境課以下がそれぞれ順番に繰り下がったものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条の改正規定中「3 建設環境課」を「4 建設環境課」に改める部分の改正規定、「4 産業振興課」を「5 産業振興課」に改める部分の改正規定、「5 地域振興課」を「6 地域振興課」に改める部分の改正規定、「3 保健福祉課」を追加する改正規定は、令和元年11月5日から施行する。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 東白川村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第33、議案第63号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第63号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例について。東白川村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村印鑑条例の一部を改正する条例。

東白川村印鑑条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表は81ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正により、印鑑登録証明に旧氏を記載するように改正されたことを受けて改正するものでございます。

では、81ページをお願いします。

第2条第1項につきましては、法改正に伴う文言の整備でございます。

第5条第1項第1号から2号につきましては、法改正により旧氏を印鑑登録する規定を設けたことによって整合を図るものでございます。

82ページをごらんいただきたいと思います。

第6条第1項第3号及び第6号につきましては、印鑑登録原票に旧氏を記載する規定と、それに合わせた文言の整備でございます。

第11条第1項については83ページまでありますが、印鑑登録証明書について規定を整備するものでございます。

83ページ、中段、第14条第1項については、印鑑登録を抹消する場合に旧氏を盛り込んだ内容に改正し、整合を図るものでございます。

本文のほうにお戻りいただきたいと思います。

次のページでございます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和元年11月5日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 東白川村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第34、議案第64号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第64号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は85ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正に対応した規定の中で所得制限を判定するに当たっての前々年の所得による期間が改正されたことを受けて、その改正に合わせて必要事項もあわせて改正するものでございます。

では、85ページをお願いいたします。

第2条第1項第3号につきましては母子家庭等について、次のページ、86ページの同項の第4号では父子家庭について、所得制限を判定する期間を今まで9月末であったものを、法改正に合わせて10月までに、法との整合を図るものでございます。

87ページの第3条第2項と第4条第1項第3号につきましては、文言を改正して整合を図るためのものでございます。第3項は、法改正に合わせて所得判定期間を10月までに改正するものでございます。

88ページの第4条の2から90ページの第9条までにつきましては、県条例との整合を図るための文言の整備でございます。

91ページの別表をごらんいただきたいと思います。

上段が改正案でございます。

上段の1段目のA項では、最重度の次に「(A1)」を加えることと文言の整備、2段目のB項につきましては、重度の次に「(A2)」を加えることと文言の整備でございます。3段目のC項では、中度の次に「(B1)」を加える改正で、知的障害者の判定要領につきまして、療育手帳に記載されている障害の程度を追加し、県条例との整合を図るためのものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

次のページでございます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和元年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第35、議案第65号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第65号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川

村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の93ページをお開きください。

償還等、第15条のところですが、償還金の支払猶予につきまして、これを頭に持ってきて、違約金については、今まで「法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。」とございましたが、「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」ということで、文言の追加をさせていただくものでございます。

それと、支給審査委員会の設置ということを新たに第17条で追加させていただくということで、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための委員会の設置ということでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第36、議案第66号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第66号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

次のページをお開きください。

東白川村保育所条例の一部を改正する条例。

東白川村保育所条例の一部を次のように改正するということで、新旧対照表の95ページをお開きください。

この改正は、国の法改正によりまして、10月1日から保育所の無料化に伴いまして本文を改正するものでございます。

まず、保育料につきましては、現行は保育料は別表のとおりというところになりますが、今回の改正で、うち3歳以上児は保育料はゼロとする。2項で3歳未満児の保育料の額は、別紙のとおりとするということで、その表は次の98ページからの表になります。どのように改正するかといいますと、現行は満3歳以上と満3歳未満の表になっておりますが、改正案では、満3歳未満のところだけが残るという表になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

95ページのほうに戻ってください。

現行の第5条にあります、今まで村が独自で行ってきました3歳以上児の保育料を免除することができるという文面を、今回、国の改正によりまして削除ということで、国の法律によりまして3歳以上児が無償化になるということで条例を改正させていただくものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は令和元年10月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第37、議案第67号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第67号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、新旧対照表のほうをごらんください。

103ページでございます。

この条例改正でございますが、診療所の移転に伴う住所等の変更でございます。

変更箇所でございますが、名称及び位置の第2条でございますが、「神土692番地2」から「五加3210番地」に変更でございます。

それから、5条の定員でございますが、「15人」であったところを「16人」とするというふうに改めさせていただきます。

議案のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は令和元年11月5日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第38、議案第68号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第68号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表の105ページをごらんください。

これも先ほどの介護老人保健施設の改正と一緒にございますけれども、先ほど手数料徴収条例のときに申しましたように、今度は4床あった有床診療所から無床になるということで、名称、位置等の部分でございますが、第2条の診療所の名称、位置、診療科目、その後に「及び病床数」というのが入ってございましたが、入院がなくなるということで、この部分は削除させていただきました。それに伴って、その下の表でございますけれども、病床数という欄を削除させていただきました。

済みません、位置の欄でございますが、住所でございますけれども、「神土692番地2」から「五加3210番地」に変更するものでございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は令和元年11月5日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第39、議案第69号 東白川村農用地等保全対策基金条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第69号 東白川村農用地等保全対策基金条例について。東白川村農用地等保全対策基金条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村農用地等保全対策基金条例。

それでは、簡単に趣旨説明をさせていただきます。

平成31年3月25日をもって東白川村土地改良区は解散をされております。その際、解散の際に生じた余剰金は、7月16日に917万4,135円、東白川村のほうに寄附をしていただきました。この寄附金については、東白川村農用地等保全対策基金を設け、解散前の東白川村土地改良区が行ってまいりました農地、農業用施設の修繕事業を引き継ぎ、この事業に活用させていただくものでございます。

それでは、条文を読み上げます。

東白川村農用地等保全対策基金条例。

設置、第1条、農地及び農業用施設の保全を実施し、農村の活性化を図るため、東白川村農用地等保全対策基金を設置する。

積み立て、第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金

に編入するものとする。

処分、第5条、基金は、村内の農地及び農業用施設の修繕を目的とした事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

委任、第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 東白川村農用地等保全対策基金条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 東白川村農用地等保全対策基金条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午後1時44分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第70号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第40、議案第70号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第70号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の107ページをお開きいただきたいと思います。

この第4条の欠格条項でございますが、現行で「成年被後見人又は被保佐人」は団員になることができないという号を今回削除させていただきまして、第3号にあります「免職」の処分のところを「懲戒免職」というふうにさせていただきまして、1つずつ繰り上げさせていただくものでございます。

それと、分限の第5条でございますけれども、団員は「村の区域外に転出し、転任し、又は転勤したときは、団員たる身分を失なう。」というところを、今回、団員は「次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う。」ということで、それぞれ1号、2号を新たに記載させていただいたものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

新旧対照表は変更点だけを説明していただきましたが、この改正後の部分の前条第3号というのは、この対照表ではちょっとどんな条件なのか、まずわからないということと、そのまた第2号の第3条第1号というのも残念ながら対照表に載っていませんので、これはどんなときに身分を失うかがこれだとわからないので、その今の2つの部分、前条の第3号に書いてあることと3条の第1号に規定してあることをちょっと御説明願えないでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

第1号の前条第3号を除く各号の1に該当するに至ったときということでございますが、これについては禁錮刑以上の刑に処されて、その刑の執行がまだ終わるまでの者についてはということでございます。

第2号につきましては、村内に居住、または勤務しなくなったときということでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第41、発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案のほうに入ります。

発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。次の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和元年9月10日提出、提案者、桂川一喜、賛成者、今井美和、賛成者、今井美道。東白川村議会議長 樋口春市様。

議案本文に移りまして、東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

ここで別冊の新旧対照表の109ページと110ページをごらんください。

実際の変更点は110ページのほうに記載されております。

第2条の中にあります表の中の総務常任委員会の所管事項の文言ですが、「地域医療センター」となっているものを「保健福祉課、国保診療所」に改めるものです。

これは、先ほど説明がありました診療所の移転にまつわりまして、村のほうの組織が変わることに付随しまして文言の訂正を求めるものです。

では、議案に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号から議案第75号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第42、議案第71号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から、日程第46、議案第75号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件について補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第71号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,113万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,392万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月10日提出、東白川村長。

2 ページから 5 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と 7 ページから 8 ページの事項別明細書の朗読を省略し、9 ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

1 款 1 項 2 目法人分、補正額230万9,000円のマイナス。説明のほうでございますが、法人税割、これにつきましては村内の主要法人が法人の所得割がなかったことによります減額でございます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額2,693万円。普通交付税でございます。収支のバランスをとるものでございます。

11 款 1 項 6 目農林水産業費分担金、補正額30万円。説明のほうでございますが、農用地等修繕工事分担金30万円、これにつきましては基金活用の農用地等修繕工事の分担金で、事業費の10%分でございます。

13 款 1 項 3 目民生費国庫負担金、補正額84万9,000円。説明で介護保険低所得者保険料軽減負担金、これにつきましては第 1 段階から第 3 段階の被保険者の保険料を軽減するものでございます。

13 款 2 項 3 目民生費国庫補助金、補正額 8 万6,000円。説明でございますが、障害者自立支援給付審査支払等システム整備費補助金 8 万6,000円、これにつきましては法改正によるシステム改修の補助でございます。

4 目衛生費国庫補助金、補正額29万円。母子保健情報連携システム整備費補助金でございます。これについてはシステム改修に係る補助金でございます。

14 款 1 項 3 目民生費県負担金、補正額42万5,000円。説明でございますが、介護保険低所得者保険料軽減負担金、先ほどの第 1 段階から第 3 段階の被保険者の保険料を軽減する分の県の負担分でございます。

8 目土木費県負担金、補正額597万3,000円。地籍調査負担金471万7,000円、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金125万6,000円、これにつきましては、2 つとも事業費増に伴う増額分でございます。

2 項 6 目農林水産業費県補助金、補正額589万9,000円。説明欄でございますが、農業委員会交付金3,000円、これは交付金の増額によるものでございます。県単農業施設整備補助金95万2,000円、これについては事業費の増額に伴うものでございます。農業委員会費補助金11万1,000円、これは交付決定による増額でございます。2 節林業費補助金、森林整備地域活動支援交付補助金342万2,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金141万1,000円、これは事業費の増額によるものと事業費の決定によるものでございます。

次におめくりいただきまして、3 項 2 目総務費県委託金、補正額 4 万8,000円。説明欄でございますが、国勢調査調査区設定委託金 4 万8,000円、これは補助金の交付決定による増額によるものでございます。

15 款 1 項 1 目財産貸付収入、補正額44万8,000円。建物貸付料44万8,000円につきましては、光工事の業者への貸付料ということで、上校舎の 1 階部分と駐車場部分を貸し付ける分ということで10 カ月分を計上しております。

2 項 2 目不動産売払収入、補正額88万4,000円。土地売払収入88万4,000円については、公有財産をみのりの郷に売却し、売払収入をいただくものでございます。

3 目動産売払収入、補正額81万円。庁用車売払収入、これは霊柩車の売却に伴います売払収入でございます。

16款 1 項 1 目一般寄附金、補正額15万円。説明欄で一般寄附金、岐阜市の樋口様から10万円、名古屋市の大野様から 5 万円をいただいたものでございます。

2 目指定寄附金、補正額2,139万5,000円。説明欄でございますが、ふるさと思いやり基金指定寄附金が125件で222万1,000円ということで、4 月から 7 月までに受け付けた分でございます。3 節の民生費指定寄附金でございますが、社会福祉施設整備指定寄附金ということで、名古屋市の安江様から1,000万円の寄附金をいただいたものでございます。続きまして、土地改良施設修繕指定寄附金、これは土地改良区のほうから解散に伴う剰余金917万4,135円を寄附いただいたものでございます。

17款 1 項19目農用地等保全対策基金繰入金、補正額180万円。説明でございますが、農用地等保全対策基金繰入金につきましては、本年度基金活用工事の60%分を繰り入れるものでございます。

2 項特別会計繰入金、5 目介護保険特別会計繰入金、補正額589万円。説明欄でございますが、介護保険特別会計過年度精算の繰り入れが589万円でございます。

6 目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額15万5,000円。後期高齢者医療特別会計過年度精算繰入金を15万5,000円繰り入れるものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 項特別会計繰入金、8 目国民健康保険特別会計繰入金、補正額268万7,000円。国民健康保険特別会計過年度精算繰入金が268万7,000円でございます。

19款 4 項 4 目雑入、補正額842万6,000円。説明でございますが、農業者年金の取扱手数料4,000円の減額、交付決定に伴う分でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算還付金が843万円でございます。

一般会計総額で8,113万6,000円でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額433万4,000円。説明欄でございますが、総務一般管理費、職員手当等、超勤・休日勤務手当、共済費、共済組合追加負担金と合わせて200万円でございます。需用費では、役場別館用の消耗品で 4 万5,000円。手数料では、衛生管理者試験手数料、防火管理者講習受講料、それぞれの手数料ということで1 万8,000円でございます。あと、備品購入費でございますが、役場用の携帯電話の購入で 5 万円でございますが、これについては役場の防災電話ということで、もう既に購入から10年以上が経過したということで、今回、新たに買いかえるものでございます。積立金、ふるさと思いやり基金積立金、125件、222万1,000円を積み立てするものでございます。

5 目財産管理費、補正額121万4,000円。庁用車管理費につきましては、先ほどの霊柩車の分の財源補正でございます。物件管理費、土地借り上げ料 1 万5,000円については、下親田ちびっこ広場

用地について地主さんから、今回、賃借の申し出があったものについて、半年分でございますが、1万5,000円を計上させていただく分でございます。総合行政情報システム運営費119万9,000円、委託料、印鑑登録システム改修委託料につきましては、旧氏の併記改修対応に伴うシステム改修ということで113万9,000円、あと使用料及び賃借料で総合行政情報システムの利用料ということで、年金生活者の支援給付システムの利用料の増ということで6万円でございます。

12目地方創生事業費、補正額12万8,000円。地方創生、林業・製材業・建築業担い手育成事業でございます。1枚めくっていただきまして、修繕料で給湯器修繕料でございます。これはウッドハイム神付の2棟でございますが、冬場に凍結によります破損を今回修繕するということで12万8,000円でございます。

2項2目賦課徴収費、補正額60万円。賦課徴収費で村税還付償還金が60万円でございます。村内主要法人の予定納税の還付金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報処理費、補正額9万3,000円。住民情報処理費、修繕料、住民情報システム配線管修繕料、これについては住基ネットへの通信方法の変更に伴います配管の修繕分の9万3,000円でございます。

5項統計調査費、1目統計調査費、補正額4万9,000円。説明へ行っていただきまして、国勢調査費、事務用消耗品費4万9,000円、これが委託費決定に伴います事務消耗品等の追加でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額8,000円。国民健康保険特別会計繰出金、法定内繰り出しで人件費相当分の8,000円でございます。

2目福祉医療費、補正額165万2,000円。説明へ行っていただきまして、前年度福祉医療費助成事業補助金精算返還金が165万2,000円でございます。

3目保健福祉費、補正額1,256万5,000円。介護保険特別会計繰出金で地域支援・介護予防分として50万2,000円、これは総合事業の追加分ということで、通所サービスの不足に伴う分でございます。あと、介護保険料軽減事業分ということで、先ほどの第1から第3段階の保険料の軽減分が169万6,000円でございます。保健福祉費一般、社会福祉施設整備基金積立金が1,000万円、寄附金をいただいたものを積み立てするものでございます。1枚おめくりいただきまして、障害者地域生活支援事業、日常生活用具給付で2万円でございます。これにつきましては、肢体不自由者の特殊マットの寄附に係る分でございます。障害者自立支援事業、補装具支給支援費ということで26万円については、電動車椅子の購入に係る分でございます。障害児通所支援事業、児童福祉システム改修委託料については、法改正に伴うシステム改修で8万7,000円でございます。

4目老人福祉費、補正額148万6,000円。五加交流サロン運営事業、需用費で事務用消耗品で4万6,000円については、サロンに本棚を2つ買う費用でございます。修繕料で外部照明器具修繕料ということで5万4,000円でございます。これは、現在、手動式のものでございますが、消し忘れ等が多いということで、防水のセンサーライトへ変更するものでございます。工事請負費、五加交流サロン駐車場舗装工事につきましては、現在、一部未舗装になっております部分について追加で舗

装工事を行うもので、区画線もあわせて引くもので、138万6,000円でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額50万円。説明欄で子育て支援室運営事業、職員手当等で超勤手当が50万円でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額43万6,000円。説明といたしまして、保健衛生総務費一般、母子保健情報連携システム整備委託料ということでシステム改修でございます。

2目予防費、補正額3万4,000円。未熟児養育医療事業で、前年度の未熟児養育医療費負担金返還分ということで3万4,000円でございます。

4目保健福祉センター費、補正額1,389万6,000円。ここで需用費の修繕料で、浄化槽修繕料ということで15万9,000円でございます。これにつきましては、エア配管が故障して取りかえ及び放流レベルスイッチの取りかえということでございます。あと、工事請負費で空調設備の改修工事で1,373万7,000円、これについては老朽化によりまして空調設備が故障しまして、それに伴う改修でございます。

5目環境対策費、補正額1万円。環境総務費、職員手当等で休日勤務手当1万円でございます。

6目廃棄物対策費、補正額35万1,000円。一般廃棄物対策事業ということで、臨時雇用賃金の追加が35万1,000円でございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額4,000円の減額。説明のほうへ行っていただきまして、農業委員会活動費ということで財源更正でございます。続きまして、農業者年金管理事業4,000円の減額、消耗品等でございます。これは、農業者年金の事務取扱手数料の確定に伴う減額でございます。

2目農業総務費、補正額50万円。農業総務費、超勤手当の50万円でございます。

3目農業振興費、補正額49万9,000円。農地銀行活動事業、臨時雇用賃金が14万1,000円の追加でございます。これについては、農業委員会の補助金の増額に伴う分でございます。耕作放棄地対策事業、農地流動化奨励補助金が35万8,000円の追加、これは事業費の見込みに伴う補助金の増額でございます。

5目山村振興事業費、補正額57万9,000円。山村振興事業費一般で施設の修繕料でございます。これにつきましては、魚の宿の浄化槽の角ぶた等が老朽化によります交換ということで57万9,000円でございます。

7目農地費、補正額1,515万5,000円。農地総務費で基金活用農用地等修繕工事分で300万円でございます。あと、農地・農業用施設維持管理工事ということで、下野用水路の転石撤去工事に60万円。あと、県単農業用施設整備工事ということで小笹用水路の修繕工事費で238万円。あと、積立金、農用地等保全対策基金積立金917万5,000円、土地改良区からの寄附を積み立てする分でございます。

2項2目林業振興費、補正額614万円。賃金、有害鳥獣捕獲事業補助金決定に伴う財源補正でございます。森林整備地域活動支援交付金事業、森林整備地域活動支援交付補助金456万4,000円、事業費追加要望に伴う増額でございます。村有林管理事業、賃金で村有林管理賃金が157万6,000円の追加につきましては、次期管理人の雇用に伴います賃金の追加ということで、9月から3月分を計

上しております。

7款1項1目商工振興費、補正額289万6,000円。説明のほうでございますが、地域振興費一般の職員手当等で、超勤・休日勤務手当で289万6,000円の増額でございます。

2目地域づくり推進費、補正額17万9,000円。こもれびの里総合管理事業で、味彩の冷蔵ショーケースが破損いたしまして、公の施設等修繕補助金で3分の2でございますが、17万9,000円の補助でございます。

1枚めくっていただきまして、8款1項1目土木総務費、補正額86万2,000円。説明に行ってくださいまして、土木総務費一般、休日勤務手当の追加で1万円、あと旅費については職員普通旅費の追加で5万2,000円でございます。公共施設等自主修繕支援事業、80万円の補助金でございます。これにつきましては、大明神のごみ集積施設とこまもり会館、大明神の墓地のそれぞれ路面修繕、敷地割りをする分に係る補助でございます。

2目地籍調査費、補正額1,008万9,000円。地籍調査事業の負担金対象で委託料769万9,000円、事業費の追加による増額ということで、平・日向・陰地地区でございます。同じく地籍調査事業の交付金対象で239万円、これも事業費の追加による増ということで陰地地区でございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額260万円。道路橋梁維持事業、委託料で村道日照木等除去委託料60万円につきましては、村道の向山線の支障木除去に係る委託でございます。工事請負費、小規模修繕等の単価契約工事200万円、工事費の追加でございます。

3項1目住宅管理費、補正額41万7,000円。住宅管理費で、退去に係る修繕料ということで41万7,000円でございます。これにつきましては、定住促進住宅の木曽渡2号でございますが、退去に伴います、それぞれクロスの張りかえ、畳取りかえ、クリーニング等に係る修繕でございます。

9款1項2目消防施設費、補正額34万7,000円でございます。コミュニティ消防センター管理費、五加コミュニティ駐車場修繕工事34万7,000円でございます。これにつきましては、駐車場の舗装が一部陥没し、水がたまっている箇所の穴埋め舗装と区画線を行うものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額4万1,000円。小学校管理費一般、電気保安点検委託料でございます。これにつきましては、エアコンの設置によりましてキュービクルの容量がふえたことに伴います点検委託料の増額でございます。

2目教育振興費、補正額7万3,000円。小学校就学援助事業、児童就学援助費7万3,000円でございます。準要保護の児童が1名ふえたことによります増額でございます。

1枚めくっていただきまして、3項1目学校管理費、補正額340万7,000円。説明でございますが、中学校管理費一般、備品購入費で中学校の屋外物置で25万2,000円、これにつきましては既製品の物置でございますけれども、2つ購入するということで、テニス部の用具、廃品回収の用具等を入れるものでございます。中学校施設営繕費、委託料で中学校自転車置場設置工事設計監理業務委託料で30万円。あと、中学校の自転車置場設置工事で285万5,000円でございます。場所をランチルームの裏に新たに設置することに伴います設計監理費と設置工事費でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第72号 令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和元年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,358万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は8,000円の追加でございます。職員給与等の分の繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額は505万3,000円の追加でございます。前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

次のページをごらんください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額は8,000円の追加でございます。職員共済組合の追加負担金が8,000円でございます。

5款1項1目疾病予防費、補正額は1万円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、第三者行為求償事務手数料ということで、3年ほど前の交通事故につきまして事務が完了しましたので、国保連合会のほうに手数料を支払うためのものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費、補正額は6万2,000円の追加でございます。電算処理手数料の共同処理手数料の不足によるものでございます。追加でございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額は229万4,000円の追加でございます。保険給付費等交付金償還金ということで、前年度の交付金の余剰分を県に返還するものでございます。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額は268万7,000円の追加でございます。前年度の一般会計からの繰入金を精算して繰り出すものでございます。

国保会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第73号 令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,901万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,161万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月10日提出、東白川村長。

こちらから2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただいて、7ページから説明させていただきます。

7ページ、2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額は78万4,000円の追加でございます。説明欄をごらんいただきまして、現年度分の特別徴収保険料が53万円、普通徴収のほうが25万4,000円ということで、事業費の増による追加でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額34万2,000円。調整交付金の総合事業でございます。

2目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額は80万5,000円の追加でございます。こちらから地域支援交付金の追加分で、歳出のほうの地域支援事業の増によりまして国庫負担金がふえるものでございます。

4款1項2目地域支援交付金、補正額は121万7,000円ということで、説明欄を見ていただきまして、地域支援交付金が108万6,000円、これが地域支援事業費の増に伴うものでございます。その下の地域支援交付金前年度精算金13万1,000円は、前年度の不足分を精算して収入するものでございます。こちらは支払基金からの収入でございます。

5款2項1目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額は50万2,000円でございます。こちらから地域支援事業の増に伴うもので、これは県の持ち分の追加でございます。

6款1項2目地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額は50万2,000円ということで、こちらは村分の地域支援事業費の増に伴う追加でございます。

5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額が169万6,000円の追加ということで、一般財源でありました低所得者の介護保険料の軽減に伴う繰り入れでございます。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額は169万6,000円の減額でございます。こちらは先ほどの低所得者の保険料軽減の繰り入れがありますので、その分の繰入差額分によりまして基金からの繰り入れを減らすものでございます。

9ページをごらんください。

7款1項1目繰越金、補正額は2,486万5,000円の追加でございます。前年度の繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は1,149万2,000円の追加でございます。前年度の充当残の保険料を基金に積み立てるものでございます。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額は402万円でございます。説明欄に行ってくださいまして、通所型サービス事業が増加したということで、介護認定の認定基準が若干変わってまして、今まで要介護1・2の人が認知があれば要支援1・2のほうに変わるということで、

その認定の変更があったことによりまして通所サービスが非常にふえて、事業が増加したので追加をお願いするものでございます。特定財源で国・県支出金と、その他のところで支払基金からの補助金を充当しております。

7款1項2目給付費償還金、補正額は703万1,000円でございます。説明欄を見ていただきまして、給付費は国庫負担金返還金が354万2,000円、県の分が256万7,000円、支払基金の分が92万2,000円ということで、前年度の精算による返還金でございます。

次のページをお願いします。

7款1項3目交付金償還金、補正額は58万4,000円ということで、説明欄をごらんいただきまして、地域支援交付金のほうの国庫交付金返還金が38万2,000円、県の分が20万2,000円ということで、前年度の精算によるものでございます。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額589万円。こちらも前年度の精算によりまして一般会計からいただいた分の余剰の分を、一般会計予算の補正でございます。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第74号 令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,453万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額34万3,000円の増額。前年度繰越金で収支のバランスをとるためのものでございます。

3. 歳出でございますが、1款1項1目一般管理費、補正額9,000円の増額。総務一般管理事業の共済費、職員共済組合追加負担金の増額でございます。

次に、2款1項1目一般管理費、補正額33万4,000円の増額。これにつきましては、医業一般管理事業の人件費に伴うもので、職員手当等18万円の増額、これは児童手当及び子ども手当の18万円の増額と職員共済組合追加負担金の15万4,000円の増額でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第75号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,945万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月10日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書は省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額15万4,000円の追加でございます。広域連合からの保健事業費負担金の前年度精算還付金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円。前年度の繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額15万5,000円。こちらのほうは一般会計の過年度精算繰出金ということで、前年度の精算金を一般会計で繰り出すものでございます。

後期高齢者医療分は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の14ページで項目の説明のところは真ん中よりちょっと下の物件管理費というところで、今、使用料のことで1万5,000円、半年分ということで説明をいただいたんですが、この1万5,000円については親田地内のちびっこ広場の借り賃だということだったんですけども、これが今なぜ補正で出てきたのかということをまず説明していただいて、今までなかったのはなぜかということもあわせて説明をお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

この土地につきましては、親田の集落の集まりのときに、地主さんから地元の職員に村のこの土地についての村の利用についてお話があったということで、この機会ですので、ちょっとお話しし

ようかなと思って進めさせていただいたものでございます。

この土地につきましては、現在の地主様の先代のときから個人利用はされておりませんで、地域のコミュニティの場として無償で土地を提供されているという経緯が、ボランティア精神でそういった提供をされておりまして、「ちびっこ広場」という愛称で地域に認知をされておりまして、公共性も高い状態になっておるということでございます。

現状につきましては、村の事業での利用としては、スクールバスの乗降所ですとか、狂犬病の注射会場、それから指定の緊急避難場所として利用させていただきます。

土地の管理につきましては、地主様のほうがボランティア精神ということで御自分で年に4回ほど除草剤を散布しておられて、利用はその地域の方が主に使われるというようなことでございます。

地主様の世代もかわっておりますし、いつまでもその地主様の善意に村が甘えている状態はちょっと不適切であるというふうに考えまして、地主様の意向もお聞きしまして、今回、賃貸借契約ということになりましたのでお願いしたいと思います。

契約の価格でございますけれども、参考の単価としましては、つちのこ公園の用地が賃貸借契約を現在しておりまして、その単価で計算しますと、大体敷地500平米ぐらいでございまして、7万円程度になるわけですが、利用頻度等も考慮しまして年3万円をお願いできないかということでお話ししたところ、地主様のほうはいいよということでございましたし、任意のお約束なんですけれども、年4回の除草剤の散布についても、引き続き地主様のほうでやっていただけるということでしたので、今回、こういう契約にいたしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

はい、わかりました。わかりましたが、前もありましたが、使っていたら人の土地で、お金を払えといって怒ったわけではないということが今の説明でよくわかりましたので、地主様のボランティア精神でということを強くおっしゃられていたのでありがたいことなんですけれども、借りている土地なので永遠にこれは払っていくわけなんですけれども、土地を買うという選択はなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

ちょっと経緯のところでもう少し詳しく説明すればよかったんですが、一部その土地の中に携帯電話の鉄塔が立っておりまして、地主さんはその借地料をいただいております、買うとなると、そこを分筆しなければいけないと。全く小さな一部分を分筆しなければいけないということで、将来的にその境とかということがまた村との、起きてしまいますので、将来的にも余りいい状況じゃないですし、分筆をするとなると、また測量とかということでちょっと大変なお金がかかっ

てしまいますので、買うということは当初はちょっと考えたんですが、経費等と将来的な境のことを考慮して、今回は賃貸借とさせていただきました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

全く今の4番議員と同じ箇所についてなんですけれども、以前、村長が村長になられたころは、新たに賃貸契約ではなくて、基本的には購入でいけないかということで方針としては言われていたんですが、割とこここのところへ来て賃貸がふえてきたように思います。

その中で今回の件のように、実態は先に村が使っていて、後々、実は村が使っているのに何の契約もしていなかったから、やっぱり賃貸契約をしてほしいというような案件が最近幾つか出てきているように思います。

そこで、今回の件につきまして、こういう決定をなされたということに関して異論はありませんけれども、ほかにも村の中に同じような案件があって、将来にわたって、地主さんが後々賃貸料をもし請求されたときに、実はここが問題でありまして、既に使っているからむげに断ることができない。要は、新たな契約でしたら、その都度その都度、借りるかどうかをゼロから考えればいいわけなんですけれども、既に使っているものに対して賃貸契約を迫られたときというのは、やっぱり既に使っているという弱みと、それから今後、すぐに代替の土地が手に入らない以上は、その相手の要求をのまなきゃいけない可能性があると思うんです。

今回みたいな案件のときに、ほかにもそういうものがあるかないかということを一応検討された上で今回の決定をされたかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的にはなるべく村の所有にしていきたいという方針は変わってはおりませんが、それぞれケース・バイ・ケースでございまして、今回はこのような措置にさせていただきました。

この時点で、ほかの案件があるかないかは掌握できておりません。やはり小さなものでちょっと借りておるとかというのは、多分あるんじゃないのかという想像はありますけれども、正直言いまして、掌握され切っていないということです。それは、ちょっとしたバス停に借りておるとかというようなケースではないのかなと想像します。施設をつくったり、それから村がいろんな事業で使う場合は、必ず確認をしてやってきておりますので最近発生したものはないと思いますけど、昔からというのは、ちょっと怖いところがあるところはあると思います。この場合、出てきたときに、それぞれ対処しなければいけないかなということで、今回も実は全然村は、地元の方はわかっておったんでしょうけれども、私どもは掌握していなかった案件でございました。そんなことかよとい

うような話で、しっかりと交渉させていただいて、こういう結果にさせていただいたということでございます。

お答えとしては、やはりケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

今回みたいな案件ですと、やっぱり向こうのほうから提案があつて初めてということが多かろうと思いますけれども、どうしても村民の人の平等を考えたときに、提案がない人については、どうしても今後も今までどおり、それから提案のあった人については、その都度ということになりかねませんので、一度、もう少し平等的な考え方の中で、黙っている人が損をして、主張された方が得しているようなことにならないようにということを、実はこの案件以降も考慮していただけるかどうかということについて、ちょっともう一度御返答をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

当然でありますので、前の神土サロンの一件も、実はあれは全く私どもの手落ちで一区画の同じ地主さんだという間違いを起こしておつたと、言われてわかったというようなことですので、今後、いろんな事務事業を行うことについて、土地のことについてはしっかりと精査をしていくよう職員に指示をしたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の歳入になります。今回、名古屋市の安江様から1,000万円という大きい寄附をいただいたということで、歳出のほうでは一応基金のほうに入れるということになっておるんですが、これだけの金額を御寄附いただくということもなかなかないわけですが、この方の思いとして、何か本当にこういうものを具体的に使ってほしいというものがあつたのか、ある程度大枠として使つてということであれば、基金に入れておいて、ちょっと財源があれのときに基金から一般会計へということになって、何に使つたかわからなくなってもいいのかという、そのあたりは先方さんの思いが伝わるような使われ方をしていただきたいと思うんですが、このあたり把握されている情報というか、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

寄附の受け入れから現金の受け渡しまで私が直接やりましたんで、先方様ともしっかりと面談しております。福祉とかお年寄りのために使ってほしいと、自分が出身した地域のという申し出でしたので、こちらから越原センターにサロンの機能を持たせる改良、これは本年度事業化しておるわけなんです、これに基づいて、幾らかかるか、全然まだわかっていませんが、使わせていただくことはどうですかという、こちらから御提案申し上げましたところ、自分の生まれた、これは曲坂の出身の方ですので、自分の生まれたところのそういった施設に使っていただくのは非常にうれしいという御意思をいただきましたので、そのようにしたいと思っています。

ただ、基金に一旦積んで予算化をしないと条例違反になりますので、今回は基金に積んだということであります。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

一般会計の21ページ、8 款の 1 項 2 目の地籍調査費の補正額のところですけれども、地籍調査に関しては長いスパンでやられる事業だと思っておりますけれども、あえてこの時期にここへ上がってくるということは、全体のスパンが短くなるのか、何か利点があってここへ上げられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

国のほうには、年間にうちも3,000万ぐらいはやりたいなというふうに年度当初に思っております、県を通じて要望がありませんかというようなことがありましたので、これだけまだやりたいのでというようなことで打診をしましたら、国のほうがまだあるから使ってくださいよというような話があって、今回、補正のほうにさせていただくこととなりました。

で、できるだけ前倒しをして、少しでも解消できるように努めているところでございます。お願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

2 番 安保泰男君。

○2 番（安保泰男君）

わかりました。それは、今回、単発的なことということで、来年もそのような予算が組めるという見通しでしょうか。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

地籍調査事業については、割合やっている町村が、大変あるんですけども、追加要望で下さいという市町村が割合少ないんです。ですから、割合枠的にはあいているかなあというふうには思っております。よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の15ページの一番上なんですけれども、給湯器の修繕料というのが先ほど言われて、これはウッドハイム神付の給湯器が凍結で壊れたということだったんですけど、凍結するのは多分1月、2月、3月だと思うんですけど、これの補正が今、3月、6月ではなくて9月に出てきたというのは一体どういうことなんでしょうか。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

済みません、まずはおわびを申し上げてからですけれども、実際、入ろうかなというようなことで見たら壊れておったということになってしまうわけなんですけれども、本当に申しわけない話で、水抜きはしておったんですけど、この給湯器だけ水が残っておったんですね。そんなようなことで、ほとんど新品の状態で壊してしまったことをおわびしたいと思いますけれども、そんなようなことでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

説明の17ページの中ほどにあります五加交流サロンの舗装の関係なんですけど、今まで舗装が補正ですとか専決ですとかで出てくる場合というのは、もともと舗装がされている場所に穴があいていて、やっぱり何らかの緊急性を要するという場合が多かったのと、別のパターンですと、オープンまでの間にどうしてもタイミング上、舗装は必要であるという場合が多かったわけなんですけど、今回のこのサロンの舗装につきましては、一応議運の折に運営委員さんの方のほうから要望があったということはお聞きしましたが、これをあえて、当初予算まで我慢できずに、この補正のタイミングであえて出されたのかということの本当の意味合いだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

五加サロンを建設しましたときには建物のほうへの予算が予定よりもかなりたくさんかかったということで、実は、予算は限られていますのでどうしても調整するのにこの駐車場の舗装面積で調整をさせていただきました。で、いずれやらなきゃいけないと村は思っておったんですが、当初予算ではなかなか、枠配分の関係もあって、どうしても後に回っておったということなんです。今回、きっかけは運営委員会から要望があったということですが、私もいつかはやりたいと思っていたので、今回、財源調整が可能と見ましたので補正と、こういうことでございます。

最初から本当はやるとよかったんですが、そういった事情で後送りにしたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

17ページの民生費のところでは一番下、子育て支援室運営事業というのがあって、ここに超勤手当50万と書いてあるんですけど、この50万という超勤は結構大きいなと思うんですが、もともと臨時職員不足だったのか、当初予算でとっていなかったのか、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

子育て支援の関係は、子育て支援室長がうちの係長と兼務になっておりまして、1欠の状態、それからもう一人、職員でおりました〇〇君が途中でやめたということで、係長のところに2.5人分の負担がかかっているというのが現状です。その分、超勤で何とか賄っている状況ですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の教育費ということで10款3項1目、23ページに説明がありますが、中学校の自転車置き場の場所が下に基礎がなくてできなかったよというお話は伺っておったんですが、この金額が自転車置き場、前回の工事に多分入っておったと思うんですが、差額であるのか、この新たにつくる自転車置き場そのものの金額になるのか、詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

自転車置き場の工事につきましては、全協でちょっと説明させてもらったように、基礎の関係で移転を余儀なくされました。当然、2期工事の中に自転車小屋の工事費が含まれておりまして、9月6日が工期ということで、今、精算が何とか終わったところで、差額が大体170万ぐらいの金額が変更契約で上がってまいりましたので、今回はちょっと間に合いませんでしたので、12月補正で契約変更の差額分については減額させていただいて、こちらのほうにつきましてはそれ以上の金額になります、新設という形になりますので、若干工事費を上乗せした、両方で約300万ぐらいになりますけれども、そういった金額になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

追加工事としてこれだけ出るということは、別工事で発注が285万5,000円ということになるわけですか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

済みません、追加工事ではなく、別途新設工事という形になりますので、指名委員会を行い、入札を行って工事発注をしていきたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今の工事のこの上にある備品購入費、中学校屋外物置の購入についてちょっとお聞きしたいんですけども、先ほどの説明では既製品の物置を2つお買い上げになるということで、テニス用具と資源回収の用具を入れるというお話だったんですが、今現在、ふえたわけではなく、テニス用具や資源回収の用具は入れるところはあると思うんですけども、急を要するためにこの補正で買う予定ができたのか、ちょっとお話を。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

自転車小屋置き場の隣にブロック塀で2つの倉庫がありました。ブロック塀につきましては、危

陰ということで取り壊しという形になりましたので、当然、2つの物置がなくなったということで、自転車小屋はランチルームの裏に新設しますので、テニスコートの横にそのテニスコートの物品とか、それから資源回収のものを置くスペースがもうなくなりましたので、既製のものを買ってそこに置くということで、実際、物置がないという状況ですので、今回、置かせていただくということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

物置がなくなったので買うというのは理解できたんですけども、置く場所についてですが、前からそこにあったからそこに置くのではなくて、自転車小屋にくっついてたから、この自転車小屋の新設する場所に、もう一度そちらということではないということよろしいですか。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

ランチルームの裏になりますとテニスコートと離れますし、ちょうど東側の前あった場所は舗装されていますので、そこに置くスペースがあったということで、便宜上、東側の校門のところに置いたほうが使い勝手がいいということで置かせていただきます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

6款2項2目の林業振興費ということで20ページで説明をいただきましたけれども、村有林を管理していただく方は後継者ということで、これはずうっと懸案だったということで、ここに勤めていただける方の見込みが立ったということで、9月から3月分というようなことをちょっと伺ったわけですが、これ、9月から3月分ということで勤務体系と、今やっていたいでいる方もありますので、これから当面の間、お二人体制になるのか、給料的にも来年度も倍になっていくということも考えられますけれども、そのあたりの勤務体系、そのあたりのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

新たに田口幸生さんに9月からお勤めをいただくようになったわけでございます。村有林としましても、今まで栗本重秋さん、これからはちょっと若干お勤めいただかないかんわけですが、

村有林もふえておりますし、それからサントリーの関係のお仕事も来年度も1,500万ほどの仕事があったりしますので、そういった引き継ぎは、そう簡単にできるものではございません、といったようなことから、栗本重秋さんももう70歳になりましたので、あと1年かそれぐらいは一緒に仕事を重秋さんについてやっていただかんと、なかなかその仕事もずっとというわけにはいかんということで考えております。

時給のほうにつきましては、今の栗本重秋さんは時給〇〇〇円というところでやらせていただいておりますけれども、そんな感じで重秋さんには、本人のお考えも聞かないかんわけですけど、1年ぐらいと思っております。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

介護保険特別会計のほうでちょっとお聞きしたいところがありますので、介護保険特別会計の10ページのところで説明が、流暢な説明だったのでちょっと聞き取れなくて申しわけないんですが、5款1項1目のところで要支援の1と2の方が認知があると要介護になるという説明、要介護の方が要支援でしたか、要介護の方が要支援ですか。

今まで村単でやっていた事業があると思うんですけど、全くその事業を使わなくて、村単が減って、これがふえるからふえますよという説明の解釈でよかったのでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

今回の補正につきましては、保健事業ということで保健内の事業なんです。村単の事業については、ちょっと別で今考えております。こちらのほうは、保健事業の費用を使い切ったら村単のほうに切りかえていくというふうに考えています。

今回、県のほうと相談しまして、余りにも急激にふえたので、総合事業に関しては補助金の枠が決まっておるわけですが、追加補助金をちょっとお願いしておりまして、もしそれがつけば次回の補正に上げて財源補正をしたいと思っておりますけれども、一応保健事業というふうで今考えております。

それから、先ほどのほうは、要介護1、要介護2の方について、認知がある場合はそのまま残れますけど、認知がない場合は要支援1とか2というふうに介護度が軽くなるというふうに判断されて、介護度が変わるということで、その方たちの通所に要する費用がふえてきたというようなことで事業がふえてきたというふうに今判断しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

介護 1・2 の人が認知がないと支援になるということ。で、支援というのは保健の、国のこういう対象にはならなかったと思うんですけど、これはなっているということでいいんですか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

今のところ、その保健事業についてはその方向でしているとは思いますが、私もそうはっきりこうですというふうにお答えできないのがちょっと申しわけないんですけども、いずれにしても、使える事業がありますので、その分について充当しておるといのか、事業がふえておることなので御理解いただきたいと思います。お願いいたします。

○4 番（今井美和君）

後で聞きます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第75号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第5号）から議案第75号 令和元年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎同意第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第47、同意第4号 東白川村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第4号 東白川村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和元年9月10日提出、東白川村長。

記、氏名、安江敏治、任期、令和元年9月17日から令和2年7月19日まで。

提案理由の説明を申し上げます。

安江敏治氏は、東白川村越原にお住まいで、現在61歳、今回は推薦母体であります、めぐみの農業協同組合理事の任期満了に伴う委員の交代であります。夏秋トマトの生産を中心に、農業を専門に営んでおられ、認定農業者であり、改正後の委員の要件を備えた委員であります。

東白川村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会法等の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、平成27年9月8日公布、平成28年4月1日に施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選制から村長の選任制に変更され、農業委員会等に関する法律第8条第1項に規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年9月17日から令和2年7月19日までの前任者の残任期間であります。

以上で説明とします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第4号 東白川村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第48、同意第5号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第5号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和元年9月10日提出、東白川村長。

記、氏名、古田公平、任期、令和元年10月1日から令和5年9月30日。

その推薦理由を申し上げます。

今回、現在、教育委員を務めていただいている古田公平氏が今月末に任期満了を迎えられますが、引き続き教育委員を務めていただくよう、再度任命をしたいと考えております。

古田公平氏には、平成23年10月より2期8年間、教育委員を務めていただいております。

皆さん御存じのように、かつて東白川村郵便局長を務められ、また中学校PTA会長も務められました。さらに、中学校バスケットボール部の社会人指導者としても長く活躍され、子供たちの指導に存分にその力を発揮されました。今後も、すぐれた広い見識と豊富な経験から、村の教育に関しさまざまな方向からの御示唆をいただけるものと考えますし、温厚で誠実なお人柄は、村民の皆様からの信頼も厚く、教育委員を継続していただくことは最も適切だと判断をいたします。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。10分間で、25分から会議を再開いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第49、認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第55、認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第1号 平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。令和元年9月10日提出、東白川村長。

以下、本文を省略して、議案名のみ朗読をさせていただきます。

認定第2号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成30年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成30年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上であります。

それでは、別冊の平成30年度決算説明書というのを朗読してまいりますので、お願いをします。

平成30年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成30年度一般会計並びに特別会計6会計（国保、介護、簡水、下水、国保診療所、後期高齢）の決算認定議案を提出し、平成30年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

国では、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方創生事業が推進されています。地方創生の基本方針では、「平成29年度は、5カ年の「総合戦略」の中間年に当たることから、4つの基本目標を達成するための各施策に係る重要業績評価指標（KPI）の総点検を行った。その結果を踏まえると、基本目標②「地方への新しいひとの流れをつくる」については、各種施策の効果が十分に発現するに至っていないことから、東京一極集中是正に向けた一層の取り組み強化を図る必要がある」とするとともに、「地方創生は一朝一夕に成果が出るものではないが、それぞれの地方が「自助の精神」を持ってみずからのアイデアで、みずからの未来を切り開くことが重要である。国としては引き続き、意欲と熱意のある地域の取り組みを、情報、人材及び財政の3つの側面から支援（地方創生版・三本の矢）していくこととする」としています。

村では総合戦略の計画に基づき、地方創生推進交付金を受けて、東白川ファンを核とした村内商品の販売促進事業、持続可能なネットワーク事業などを行いました。また、林業、木材、建築業担い手育成事業では、I・Uターンの新規担い手就業者の住宅への入居の促進を行いました。

平成30年度は、7月に本村で初めて大雨特別警報が発令されましたし、また、9月には台風21号の強風の影響で、倒木等による5日間の長期停電が発生するなど、いずれも未経験の災害で難しい対応を余儀なくされましたが、村の施設には被害がなく、各種事業が実行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 一般会計

平成30年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額が35億4,153万3,000円で、前年度より30.3%増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、3億703万円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税では、村民税個人分の均等割や固定資産税の家屋による減がありましたが、徴収率は普通税全体では前年度より0.2%増の96.6%で、前年度並みの2億429万6,000円となっております。滞納額につきましては、前年度より13万5,000円多い692万4,000円となりました。今後も徴収が見込めない滞納については、適正な不納欠損を実施するとともに、滞納整理につきましても努力いたしてまいります。

分担金及び負担金は、前年度より267万4,000円減となりましたが、これは主に前年度の村民センター修繕負担金などが減ったことによるものです。

使用料及び手数料は、前年度より61万8,000円増となりましたが、これは主にウッドハイム神付住宅使用料の増加によるものです。

財産収入は、前年度より3,295万8,000円減となりましたが、これは主に前年度の越原地域集会所やマツオカなどの不動産売却収入の減少によるものです。

寄附金は、前年度より419万円増となりましたが、これは主にふるさと恵みや基金指定寄附金

の増によるものです。

繰入金は、前年度より2億6,133万6,000円の増となりましたが、これは主に医療・福祉ゾーンの移転工事に係る社会福祉医療施設等整備基金の取り崩しによるものでございます。

繰越金は、前年度より1,405万円の増となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め10億5,579万7,000円で、歳入総額の34.7%を占め、前年度より30.4%増となりました。

次に依存財源に注目してみると、歳入全体の44.8%を占めます地方交付税については、普通交付税は、国の財政改革に伴い、前年度より3,681万6,000円減、対しまして特別交付税は、主に国保診療所算定分が増額となったため、前年度より405万7,000円増となりました。あわせて地方交付税は、前年度より3,275万9,000円減となりました。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より81万3,000円増となりましたが、これは主に地方消費税交付金が増額となったためです。

国庫支出金は、前年度より792万2,000円減となりましたが、これは主に地方創生拠点整備交付金事業（林業・製材業、建築業担い手育成事業）などの減少によるものです。

県支出金は、前年度より320万9,000円減となりましたが、これは主に県単急傾斜地崩壊対策事業補助金などの減少によるものです。

村債は、前年度より1億4,199万8,000円減となりましたが、これは主に前年度の高齢者交流サロン整備事業や中学校屋外運動場整備事業などの減少によるものです。

依存財源の総額は19億9,059万9,000円で、歳入総額の65.3%を占め、前年度より8.4%減となりました。

次に歳出では、決算総額27億2,519万9,000円で、前年度より3.2%増となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、全ての科目で減少したため、前年度より8.4%減となりました。

繰出金は、前年度より87.7%増となりましたが、これは主に医療・福祉ゾーンの移転工事に係る国保診療所特別会計への繰り出しが増加したためであります。

投資的経費は、前年度より33.9%減となりましたが、これは主に前年度に実施したウッドハイム神付住宅建築事業や高齢者交流サロン整備事業が終わったことで減少したものです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より32.0%減となりましたが、これは主に財政調整基金積立金が減少したものです。

以上が一般会計の決算概要であります。

第2 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,697万5,000円となっております。

歳入では、前年度より8,361万5,000円少ない3億4,918万4,000円となりましたが、これは国保制度改革により、県が財政運営に加わったことで国庫支出金や前期高齢者交付金等を県が一括して受け入れ、保険給付費に応じて県補助金が支出されるようになったためです。

保険税収納率は、現年度分は98.0%で前年度より0.3ポイント上がり、過年度分についても20.7%で、前年度より6.6ポイント向上しました。この滞納業務につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出全体の61.5%を占める保険給付費は、前年度より2,907万4,000円少ない1億9,803万8,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より5,819万8,000円少ない3億2,220万9,000円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、平成30年度末で196人となり、前年度より7人の減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,177万円となっております。

歳出全体の87.0%を占める保険給付費は、施設入所者（新規利用者数）の増加等により、255万3,000円多い2億6,939万6,000円となりました。

歳出決算額は、保険給付費が増加したものの、総務費、基金積立金が減ったため、前年度より1,170万5,000円少ない3億958万4,000円となりました。

第4 簡易水道特別会計

曲坂水源系水道施設の機器更新は、2年目を迎え、電気計装機器の更新を実施しました。

大明神地内山元橋のかけかえに伴う配水管布設替工事を初め、配水管路の漏水修繕、浄水場ろ過地覆蓋工事など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

浄水場などの運転管理、緊急対応の外部委託化のため、調査・研究し、準備を進めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,059万9,000円となっております。

歳出決算額は、簡易水道建設事業費が減額したため、前年度より7,738万3,000円少ない2億4,761万1,000円となりました。

第5 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は239万6,000円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費が減額したため、前年度より12万6,000円少ない2,445万円となりました。

第6 国保診療所特別会計

本会計では、平成30年度に長年の懸案でありました診療所施設の移転新築工事、これに伴う外構1期工事等関連工事に着手しました。本体工事は、前の建物の地中ばりの撤去や鉄骨部材入荷が大幅におくれたことにより、年度内完成を目標にスタートしましたが、繰り越しを余儀なくされました。

診療については、例年と大きな変わりはなく、木沢記念病院医師による休日診療も毎週土曜日に継続実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1億706万9,000円となっております。

歳入決算額は、前年度より 3 億3,108万1,000円多い 6 億2,109万7,000円となりました。これは一般会計施設整備繰入金の増加によるものです。

歳出決算額は、診療所工事に係る施設整備費の増加により、前年度より 2 億6,852万9,000円多い 5 億1,402万7,000円となりました。

第 7 後期高齢者医療特別会計

平成30年度末受給者数は、前年度末より20人減の596人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は624万円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金等が減少したため、前年度より22万4,000円少ない3,834万4,000円となりました。

第 8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告を申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけましたが、普通交付税額等の減少などが要因で財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より0.8ポイント上がり11.0%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防・防災対策として小型動力ポンプ付積載車、防災対策備品、全国瞬時警報システム及び衛星系携帯電話の整備などを行い、体制の強化に努めました。

また、そのほかに、第五次総合計画後期基本計画策定に伴う集落座談会、独居・高齢者世帯を対象にした空き家問題講演会の開催や、濃飛バスの路線変更に伴い、空白バスの運行の見直しなどを行いました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。また、固定資産税土地評価の均衡化・適正化等を図るため、宅地の画地認定及び批准割合の算定の継続や、住民基本台帳ネットワークシステムの更新、利用者の減少に伴い、霊柩車の貸し出し業務の停止等を行いました。

産業振興課の農業振興では、低迷する茶業の改革に本格的に着手しました。その一つとして、岐阜県茶業振興大会での1等1席（農林水産大臣賞）は必須で、一心一葉で摘み取った茶葉を丁寧に加工し出品、そのかいあって見事に称号を得ることができました。

その茶葉を使い、東白川茶販売促進事業でOKB総研のコンサルにより、ロイヤルブルーティージャパンと連携を図って、高級茶ボトリングティーを完成しました。今後、このボトリングティーは、販売するのではなく、本村のお茶を扱っていただくホテルやお茶専門店、飲食店へのセールスアイテムとして使っていきます。

そのほか、農山漁村振興交付金は、3年事業の最終年度で、「食べるお茶」をテーマに、茶蔵ハムやお茶を使ったスイーツを完成しました。

林業振興では、100年の森林づくり構想の2年目で、神土北・南団地の調査を行いました。

そのほか、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザに使

用されるヒノキ約16立方メートルを製材し、次年度のプレカット・搬送に向けての準備を行いました。

また、林地台帳整備事業では、所有者や境界が不明な森林が増加する中、平成28年の森林法が改正され、台帳を整備し、公表することが義務づけられ、台帳の整備を行いました。これにより、法務局、村、森林組合等のデータも統一され、今後、施業の集約化にも役立てられます。

商工振興では、地方創生事業によるつちのこメンバーズカード事業、既存のプレミアム付商品券発行事業に対する支援、経営改善支援、各種イベント支援を行いました。

また、村内産品販売促進事業のふるさと納税事業では、村内産の米のほか、第三セクターの商品、まき、ベンチなどを返礼品とし、4,000万円を超える寄附金を集めました。

地域振興課の情報通信係では、CATV施設の光ファイバー化事業の財源として、総務省のケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（放送ネットワーク整備支援事業）の採択を受けることができましたので、繰越事業として取り組むことといたしました。

地域振興係では、東白川ファンを核とした村内産品の販売促進事業やフォレストスタイル事業を実施しました。

また、地域おこし協力隊事業では、2名が任期満了で卒業するとともに、村内に定住し、4名が前年度より継続して第三セクターを中心に活動しました。また、ケーブルテレビの担い手となる隊員3名を新たに採用の決定をしました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや、自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

農業農村整備では、県営中山間地域総合整備事業にて山元橋のかけかえ工事、神付・中通の排水路の改修を行いました。県営基幹農道整備事業の実施に向け、調査を行いました。

村道維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事や通学路の魚戸線落石対策工事、橋梁補修工事などを、また官民協働の地域づくり支援事業では、中谷墓地整備を実施しました。また、地籍調査事業は、日向、陰地、黒淵、栃山、平地区を中心に実施し、進捗率が41.2%となりました。

教育委員会の子育て支援では、奨学金等返済支援補助金制度を継続し、平成30年度は、9名の方が対象となりました。

学校教育では、国庫補助事業の空調設備工事（繰越事業）の採択を受けて、小・中学校普通教室のエアコン設置事業に着手しました。

社会教育では、はなのき会館・はなのき別館大規模改修第3期工事として、本館のトイレ改修、音響設備などの工事を行いました。

保健体育では、スポーツ教室、軽スポーツ大会、トップアスリート事業などを実施しました。

地域医療センター保健福祉部門では、村民がともに支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、「安心して暮らせるやさしさのある村づくり」を目指して、第3期東白川村地域福祉計画と地

域福祉活動計画を一体的に策定しました。

また、せせらぎ荘の地下タンクなど、福祉施設の修繕を行いました。

このほか、高齢者、障害者に対する各種支援事業や、保健衛生事業として、各種健診・予防接種を引き続き行いました。

地域医療センター医療部門では、高齢者、障害者に対する各種支援事業や、保健衛生事業として、各種健診・予防接種を引き続き行うとともに、診療所及び老人保健施設の移転工事では、名商大セミナーハウス跡地において、令和元年9月に完成予定として建築工事の発注を行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民の皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不斷の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げ、決算説明といたします。

令和元年9月10日、東白川村長。以上であります。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の平成30年度東白川村決算書の説明をいたします。

資料2ページからごらんいただきたいと思います。

平成30年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、予算現額2億293万8,000円、調定額2億1,138万4,261円、収入済額2億429万6,042円、不納欠損額16万4,400円、収入未済額692万3,819円、予算現額と収入済額との比較135万8,042円。

以下、款の収入済額を説明させていただきますのでお願いいたします。

2款地方譲与税、収入済額2,930万3,000円。

3款利子割交付金、収入済額48万9,000円。

4款配当割交付金75万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金64万1,000円。

6款地方消費税交付金4,292万3,000円。

7款自動車取得税交付金943万1,000円。

8款地方特例交付金84万7,000円。

次のページをごらんいただきたいと思います。

9款地方交付税、収入済額13億6,483万3,000円。

11款分担金及び負担金507万3,537円。

12款使用料及び手数料5,830万8,374円。

13款国庫支出金1億2,806万3,911円。

14款県支出金1億3,916万9,808円。

15款財産収入968万2,442円。

16款寄附金、収入済額4,616万5,000円。

17款繰入金 3 億4,939万739円。

18款繰越金 3 億4,117万1,254円。

19款諸収入4,170万9,399円。

20款村債 2 億7,414万2,000円。

歳入合計、予算現額35億4,153万3,000円、調定額30億5,658万675円、収入済額30億4,639万5,506円、不納欠損額16万4,400円、収入未済額1,002万769円、予算現額と収入済額との比較マイナス 4 億9,513万7,494円でした。

続きまして、8 ページへ参りまして、歳出でございます。

1 款議会費、支出済額3,713万6,300円。

2 款総務費、支出済額 4 億7,544万4,357円。

3 款民生費 4 億2,875万785円。

4 款衛生費 6 億4,051万1,180円。

6 款農林水産業費 1 億9,245万7,386円。

7 款商工費 1 億2,030万2,324円。

8 款土木費 2 億4,562万4,535円。

9 款消防費 1 億982万2,009円。

10款教育費 2 億2,882万3,494円。

12款公債費 2 億4,632万6,295円。

14款予備費なし。

歳出合計、予算現額35億4,153万3,000円、支出済額27億2,519万8,665円、翌年度繰越額 7 億6,162万円、不用額5,471万4,335円、予算現額と支出済額との比較 8 億1,633万4,335円、歳入歳出差引残額 3 億2,119万6,841円。

令和元年 9 月10日提出、東白川村長。

続きまして、12ページでございますが、歳入歳出差引残額 3 億2,119万6,841円でございます、事務のの流れでございますが、まずは令和元年 8 月 1 日のところで平成30年度決算書等を作成いたしまして、次に 8 月20日のところで決算審査に付しまして、そして 8 月21日のところで承認がされております。

次に、国民健康保険特別会計をごらんいただきたいと思います。

14ページをお開きいただきたいと思います。

これからは特別会計でございますが、款の収入済額、または支出済額を中心に説明いたしますのでお願いいたします。

平成30年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額5,531万530円。

2 款使用料及び手数料 1 万9, 200円。

3 款県支出金 2 億1, 668万6, 000円。

4 款財産収入998円。

5 款繰入金2, 453万1, 837円。

6 款繰越金5, 239万2, 143円。

7 款諸収入24万3, 800円。

8 款公債費なし。

歳入合計、予算現額 3 億3, 494万2, 000円、調定額 3 億5, 438万6, 373円、収入済額 3 億4, 918万4, 508円、不納欠損額24万8, 790円、収入未済額495万3, 075円、予算現額と収入済額との比較1, 424万2, 508円でした。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額774万6, 906円。

2 款保険給付費 1 億9, 803万8, 267円。

3 款国民健康保険事業費納付金9, 993万5, 538円。

4 款財政安定化基金拠出金なし。

5 款保健事業費191万3, 204円。

6 款基金積立金1, 000円。

7 款諸支出金1, 457万4, 560円。

8 款予備費でございますが、支出済額なしでございます。

歳出合計、予算現額 3 億3, 494万2, 000円、支出済額 3 億2, 220万9, 475円、翌年度繰越額なし、不用額1, 273万2, 525円、予算現額と支出済額との比較1, 273万2, 525円、歳入歳出差引残額2, 697万5, 033円。

令和元年 9 月10日提出、東白川村長。

次に20ページにつきましては、先ほどと同じになりますので省略をさせていただきます。

次に、介護保険特別会計、22ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款保険料、収入済額5, 213万6, 700円。

2 款使用料及び手数料2, 000円。

3 款国庫支出金8, 770万199円。

4 款支払基金交付金7, 806万1, 875円。

5 款県支出金4, 285万2, 248円。

6 款繰入金6, 151万5, 000円。

7 款繰越金1, 855万9, 791円。

8 款諸収入49万400円。

10款財産収入 3 万5, 672円。

歳入合計、予算現額 3 億3, 537万6, 000円、調定額 3 億4, 156万785円、収入済額 3 億4, 135万3, 885円、不納欠損額 6 万8, 500円、収入未済額13万8, 400円、予算現額と収入済額との比較597万7, 885円でした。

続きまして、歳出へ参りまして、1 款総務費、支出済額1, 189万4, 599円。

2 款保険給付費 2 億6, 939万5, 773円。

4 款基金積立金434万5, 000円。

5 款地域支援事業費1, 483万1, 830円。

6 款公債費なし。

7 款諸支出金911万6, 911円。

8 款予備費なし。

歳出合計でございますが、予算現額 3 億3, 537万6, 000円、支出済額 3 億958万4, 113円、翌年度繰越額なし、不用額2, 579万1, 887円、予算現額と支出済額との比較2, 579万1, 887円、歳入歳出差引残額3, 176万9, 772円。

令和元年 9 月10日提出、東白川村長。

30ページにつきましても省略をさせていただきます。

次に、簡易水道特別会計で32ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額4, 997万1, 410円。

2 款繰入金 1 億2, 331万6, 000円。

3 款繰越金2, 040万5, 001円。

4 款財産収入949円。

5 款分担金及び負担金48万1, 000円。

6 款村債4, 200万円。

7 款国庫支出金2, 110万5, 000円。

9 款諸収入93万1, 000円。

歳入合計、予算現額 2 億5, 473万5, 000円、調定額 2 億5, 826万500円、収入済額 2 億5, 821万360円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額 5 万140円、予算現額と収入済額との比較347万5, 360円でした。

続きまして、歳出へ参りまして、1 款総務費、支出済額1, 327万1, 629円。

2 款簡易水道事業費6, 995万844円。

3 款施設維持管理費3, 112万6, 935円。

4 款公債費 1 億3, 326万1, 652円。

5 款予備費なし。

歳出合計、予算現額 2 億5, 473万5, 000円、支出済額 2 億4, 761万1, 060円、翌年度繰越額531万

6,000円、不用額180万7,940円、予算現額と支出済額との比較712万3,940円、歳入歳出差引残額1,059万9,300円。

令和元年9月10日提出、東白川村長。

36ページについても省略をさせていただきます。

続きまして、下水道特別会計の38ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額709万8,720円。

2款繰入金1,755万円。

3款繰越金219万8,124円。

4款財産収入48円。

歳入合計、予算現額2,539万7,000円、調定額2,684万6,892円、収入済額2,684万6,892円、不納欠損額なし、収入未済額なし、予算現額と収入済額との比較144万9,892円で行いました。

続きまして、歳出へ参りまして、1款総務費、支出済額890万5,802円。

2款施設維持管理費628万3,119円。

3款公債費926万1,514円。

4款予備費なし。

歳出合計、予算現額2,539万7,000円、支出済額2,445万435円、翌年度繰越額なし、不用額94万6,565円、予算現額と支出済額との比較94万6,565円、歳入歳出差引残額239万6,457円。

令和元年9月10日提出、東白川村長。

42ページも省略をさせていただきます。

続きまして、国保診療所特別会計で44ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款診療収入、収入済額1億5,463万5,701円。

2款使用料及び手数料109万366円。

3款県支出金15万3,000円。

4款財産収入634円。

5款繰入金4億707万1,000円。

6款繰越金4,451万7,041円。

7款諸収入666万381円。

8款寄附金87万円。

9款国庫支出金、収入済額609万9,000円。

歳入合計、予算現額9億2,427万円、調定額6億2,120万6,015円、収入済額6億2,109万7,123円、不納欠損額なし、収入未済額10万8,892円、予算現額と収入済額との比較マイナス3億317万2,877円で行いました。

続きまして、歳出に参りまして、1款総務費、支出済額2,292万3,481円。

2 款医業費 2 億1,190万6,851円。

3 款基金積立金87万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費なし。

6 款施設整備費 2 億7,754万1,800円。

歳出合計、予算現額 9 億2,427万円、支出済額 5 億1,402万7,924円、翌年度繰越額 3 億9,651万8,000円、不用額1,372万4,076円、予算現額と支出済額との比較 4 億1,024万2,076円、歳入歳出差引残額 1 億706万9,199円。

令和元年 9 月10日提出、東白川村長。

50ページは省略をしまして、続きまして、後期高齢者医療特別会計で52ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額1,921万円。

2 款使用料及び手数料900円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金133万1,628円。

4 款繰入金1,820万7,394円。

5 款諸収入24万3,871円。

6 款繰越金559万194円。

歳入合計、予算現額4,278万5,000円、調定額4,465万1,787円、収入済額4,458万3,987円、不納欠損額なし、収入未済額 6 万7,800円、予算現額と収入済額との比較179万8,987円で行いました。

続きまして、歳出へ参りまして、1 款総務費、支出済額78万410円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,596万2,694円。

3 款保健事業費135万6,566円。

4 款諸支出金24万3,871円。

5 款予備費なし。

歳出合計、予算現額4,278万5,000円、支出済額3,834万3,541円、翌年度繰越額なし、不用額444万1,459円、予算現額と支出済額との比較444万1,459円、歳入歳出差引残額624万446円。

令和元年 9 月10日提出、東白川村長。

56ページについては省略させていただきます。以上となります。

○議長（樋口春市君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成30年度決算審査意見書。地方自治法第233条第 2 項の規定により審査に付された、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和元年

9月10日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。東白川村長 今井俊郎様。

別冊で意見書を出しておりますので、別冊をごらんいただきたいと思います。

平成30年度決算審査意見書。

第1. 審査の対象 平成30年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和元年8月20日、21日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1) 決算規模。平成30年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額46億8,767万2,261円、歳出決算総額41億8,142万5,213円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入30億4,639万5,506円、歳出27億2,519万8,665円、差引残高3億2,119万6,841円。特別会計、6会計の合計ですけれども、歳入16億4,127万6,755円、歳出14億5,622万6,548円、差引残高1億8,505万207円。合計で歳入46億8,767万2,261円、歳出41億8,142万5,213円、差引残高5億624万7,048円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

各会計の歳入総額、30年度、46億8,767万2,261円、29年度、44億6,173万4,057円、増減額2億2,593万8,204円。各会計歳出総額、30年度、41億8,142万5,213円、29年度、39億7,690万509円、増減額2億452万4,704円、差引総額、30年度、5億624万7,048円、29年度、4億8,483万3,548円、増減額2,141万3,500円。

(2) 決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

一般会計、形式収支3億2,119万6,841円、翌年度へ繰り越すべき財源1,416万7,000円、実質収支3億702万9,841円、単年度収支マイナス2,954万6,413円。国民健康保険特別会計、形式収支2,697万5,033円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、以降、ゼロの場合は朗読を省略させていただきます。実質収支2,697万5,033円、単年度収支マイナス2,541万7,110円。介護保険特別会計、形式収支3,176万9,772円、実質収支3,176万9,772円、単年度収支1,320万9,981円。簡易水道特別会計、形式収支1,059万9,300円、翌年度へ繰り越すべき財源185万857円、実質収支874万8,443円、単年度収支マイナス1,165万6,558円。下水道特別会計、形式収支239万6,457円、実質収支239万6,457円、単年

度収支19万8,333円。国保診療所特別会計、形式収支1億706万9,199円、翌年度へ繰り越すべき財源1,746万3,000円、実質収支8,960万6,199円、単年度収支6,162万6,158円。後期高齢者医療特別会計、形式収支624万446円、実質収支624万446円、単年度収支65万252円。合計は朗読を省略させていただきます。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。形式収支5億624万7,048円の黒字。実質収支4億7,276万6,191円の黒字。単年度収支906万4,643円の黒字。

むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

平成30年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年と比較して2,954万6,000円少ない3億703万円となっていますが、昨年同様の繰越金が出た理由は、地方交付税3,275万9,000円、財産収入3,295万8,000円及び村債1億4,199万8,000円減額しましたが、社会福祉医療施設等整備基金3億50万円など基金の取り崩しで財源が確保できたことです。

一般会計歳出の不用額は5,471万4,000円ですが、前年と比較しますと972万8,000円少なく、経費の節減と適正な予算の見積もりと評価します。

実質公債費比率は、ここ何年かは健全化が図られているところですが、本年度の比率11.0%で、昨年と比較して0.8ポイント悪化しております。これは、元利償還金の額が1,541万6,000円減少していますが、標準財政規模のもととなる普通交付税及び災害復旧費等に係る基準財政需要額が5,664万5,000円減少したためと説明を受けました。また、将来負担比率は、社会福祉医療施設等整備基金等の取り崩しにより昨年度と比較して29.0ポイント増加し、41.2%となっています。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて1,424万9,000円あります。昨年と比較すると89万8,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

表の中に平成30年度、平成29年度、比較増減とありますが、平成30年度の滞納額だけを読み上げさせていただきます。

一般会計922万669円、国民健康保険特別会計466万3,075円、介護保険特別会計13万8,400円、簡易水道特別会計5万140円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計10万8,892円、後期高齢者医療特別会計6万7,800円、計1,424万8,976円。

また、滞納整理の手段として、預金1件3万7,000円差し押さえが行われ、一定の抑止効果はあると思いますが、当該年度中に村税、国民健康保険税（料）及び介護保険料を合わせて48万2,000円が不納欠損されています。徴収事務には人的労力ははかり知れないと思われますが、完納者との不均衡を生じないよう、今後、一層の努力をお願いします。

次に、30年度の決算審査で気がついたことを申し上げます。

コンビニ収納委託業務については、平成28年度から実施されていますが、30年度の実績は677件、606万2,000円となっています。納税者にとってもよい制度だと評価します。

土地開発基金で購入された土地の中で、既に用途の決まった土地があると思われるので、整理を

検討されたい。

診療報酬明細書（レセプト）点検委託契約が締結されているが、国保診療所の医療事務を委託している業者と同じであるので、点検方法等の検討をされたい。

30年度までで補助を廃止した住宅用太陽光発電システム及び生活道路整備補助金について、規則等の整備を急がれたい。

既に令和元年度も上半期が終わろうとしています。平成30年度の検証も踏まえ、令和元年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。

以下、一般会計、特別会計の歳入歳出の状況を出しておりますけれども、朗読は省略させていただきます。以上であります。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日の会議は、これで延会することに決定しました。

お諮りします。明日11日は全員協議会開催のため、12日は議案調査のため、休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。11日は全員協議会開催のため、12日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日11日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また13日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いいたします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後4時21分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員